

製絲家を大集して一手に輸出せんことを謀り輸出上の名義を山陽精絲社と稱せり是より該社の名稱に著れしを以て愛媛縣廣島縣等より工女數十名を該社に送り以て製絲傳習の囑託をなせしにいづれも熟練の上歸縣せり同十六年始めて生絲を横濱同伸會社に托して佛國里昂府に向け直輸出を試む同十八年に至り該社の原料仕入先なる廣島縣下三上奴可惠蘇の三郡に於て大に養蠶事業を擴張せしを以て該社の原料も亦隨て増加せり。(縣誌編纂材料)

岡山縣勸業諮問會

甲第十八號

明治十六年五月太政官第十三號布達に基き勸業諮問會規則別記之通相定む
右布達候事

明治十九年一月二十六日

岡山縣令 千坂高雅

勸業諮問會規則自第一條至第十七條

註 勸業諮問會は勸業上左の事項に關し縣令の諮問に備ふるものなり。

- 一、海陸運輸の利害(道路港灣の開鑿修築)に關する事
- 二、溝渠用熱水疏通に關する事
- 三、農商工水産山林鑛山の利害及改良保護に關する事
- 四、農商工水産山林鑛山に關する統計の事

開會は通常と臨時に分ち通常會は毎年通常縣會以前とし臨時會は臨時諮問を要する場合に開會するものにして通常會の日數は十五日臨時會は七日以内とす會員は四十九名を定員とし管内農商工事に名望ある者の中より縣令之を選定し任期は滿三ヶ年とし會員へは開會中滞在日當及往復旅費を給し會頭は縣令之に當る。(岡山縣農商工月報)

勸業諮問會會員姓名 (農商工月報)

區 郡	氏 名	區 郡	氏 名	區 郡	氏 名
岡山區	難波二郎三郎 大 鴻 勝 海 山 崎 樵 夫	津高郡	蜂谷健九郎 福田萬三郎	和氣郡	日笠恒太郎 藤澤甚八郎
御野郡	三 村 久 吾 原 房 五 郎	赤坂郡	三宅平七郎	邑久郡	三宅善作 黒田久一郎
		磐梨郡	行本清三	上道郡	大森馬之 山口四郎平

下道郡	後月郡	小田郡	淺口郡	窪屋郡	兒島郡	郡字郡
福田元次郎	笠原保太郎 相田嘉三郎	佐伯義門 茂見李四郎	林元三郎 吉田惣五郎	國府鹿太郎 小松原慶太郎	進藤寛治 小川十太	和田豊太
西々條郡	大庭郡	眞嶋郡	阿賀郡	哲多郡	川上郡	上房郡
中江直次郎	福嶋猪十郎	池田稻夫 佐野篤太郎	藤井静太郎 横井静太郎	矢吹重雄 藤井收藏	萩野八十二 萩野八十二	網嶋幸馬 網嶋幸馬
久米南條郡	久米北條郡	勝南郡	英田郡	吉野郡	勝北郡	東北條郡
森元太郎 謙吉	菅英治	内藤忠衛	花房八郎治	高畑樵三 有元莊之介	石川銀次郎	前原恒四郎
						西北條郡
						山口太七 伊賀滿一郎

後月郡に折衷育を始む

明治十九年後月郡西江原村相田嘉三郎は折衷育を試み温度華氏七十度乃至七十二三度にて飼育せるに其結果頗る良好なりしと云ふ。

蠶絲業組會を組織す

明治十九年岡山縣蠶絲業組合準則に依り規約を設け蠶絲業組合を組織し岡山に取締所を置き各組合を統轄す。

註 本組合成立に關しては縣下蠶絲營業人總代田中喜太郎外二十一名今年二月十六日より二十三日迄岡山區に於て集會協議の上蠶絲業取締所及組合規約を決議し本縣の認可を得たり。

美作地方に器械製絲を始む

明治十九年津山町矢吹貫一は津山南新座拍原車の所に二十人繰の機械を設け盛に生絲製造をなせしが明治二十一年に至りて休止す津山附近の機械製絲の始めとす同年吉野郡大原村の人有元莊之助古町附近に三十人繰器械製絲場を建築し地方の産繭を消費す同年七月吉野郡粟井村横山三木太郎は木製器

械製絲四十釜を始め。

明治二十丁亥年 (紀元二五四七)

農商務省養蠶乙部巡回教師派遣

明治二十年より同二十一年に亘り農商務省より本縣に養蠶業乙部巡回教師を派遣し縣下各部に於て養蠶業の講話をなさしむ。(縣誌編纂材料)

桑苗を各郡有志者に貸與す

明治二十年三月縣に於ては養業の擴張を圖らんが爲め良種桑苗三萬本を購入し之を各郡有志に貸與し來る二十二年十二月に至り伐出苗木を以て返納する方法とせり桑の種類は市平三千二百二十一本、青木一萬千二百六十六本、黒鷲八千二百二十三本、八日市六千八百四十七本大葉三百六十本にして貸與人名は左の如し。

二 千 本	岡山區花畑	山 崎 樵 夫
一 千 本	津高郡下田村	三 好 仙 次 郎

一 千 本	全 郡金川村	丹 羽 藤 四 郎
千七百五十九本	磐梨郡佐伯村	武 田 寅 太 郎
一 千 本	上房郡高梁	時 任 義 當
一 千 本	全 郡全所	川 島 利 就
五 百 本	哲多郡井村	小 川 浦 三
五 百 本	全	宮 永 彌 一 郎
一 千 本	全 郡宮川内村	定 岡 德 太 郎 外一名
二 千 本	西北條郡津山	飯 田 武
一 千 本	眞島郡高田村	高 濟 冬 青
五 百 本	全	齊 藤 正 光
五 百 本	全	松 田 善 四 郎
一 千 本	賀陽郡上足守村	禰 屋 備 夫 外三名
一 千 本	全 西花尻村	太 田 務
五百七本	和氣郡福滿村	溝 口 唯 次

四百八十五本	全	福浦村	額田惠四郎
五百七本	全	西片上村	高島儀一郎
五百一本	全	苦木村	高原嘉彌太
二千本	赤坂郡穂崎村	馬場藤八郎	
二千本	阿賀郡新見村	横内彌三吉	
五百本	小田郡淺海村	多賀素一	
五百本	全	江木貫一郎	
五百本	全	生永彦太郎	
五百本	全	藤川榮次	
五十本	吉野郡古町村	有本莊之助	
二百本	全	永田龍雄	
二百五十本	全	春名濱藏	
二百本	全	高畑樵三	
二百本	全	神田熊四郎	

二百本	全	馬形村	豊・福俊雄
二百本	全	田殿村	浦上桂安
二百本	全	海内村	梶本萬三郎
二百本	全	下町村	香山善三郎
二千本	勝北郡廣戸市場	竹内茂平	外六人
千本	大庭郡上河内村	近藤猛男	
四百八本	全	平松村	小松宗四郎
四百五十本	全	久世村	横山俊治郎

(岡山縣勸業課年報)

阿賀郡農商會の蠶絲業決議

明治二十年七月阿賀郡農商會は桑樹栽培及養蠶製絲織物傳習所設置に關し左の通決議せり。
桑樹栽培之議案

桑樹は養蠶事業の元資にして尙人類の日常米麥に於るが如し養蠶事業の擴張を圖らんか宜く桑樹の

培養を爲さるべからず桑園已に完全なるを得ば養蠶事業の振起亦何ぞ憂ふるに足らん是今般會員諸君に質すに此議ある所以なり。

前段陳するが如く桑樹栽培は目下焦眉の急と謂ふべし然らば如何なる方法により桑園の栽植を得るや思ふに郡内三十有五ヶ村の人民尙未だ養蠶の利潤を知得するにあらず之蓋し養蠶の利益は耳目の談に接するありと雖も必竟其利潤の汪洋たるを直接感解せざるにあり然らば如何にして可ならんか宜く一郡協同金を醸し貨を集め桑苗を購ひ一村内有志へ凡八百五十七本を貸與し桑園を栽培せしめ四ヶ年の後該貸與の桑樹より苗を造り立返納せしめ以て漸次郡内桑園の造作を圖るより他に施すべき策なるべし今左に其方法を記さん。

郡内三十五ヶ村にして一村へ桑苗八百五十七本づゝ貸與するにせば合計三万本を要す。

桑園と爲すべき地所は高燥開濶にして大氣流通光線の透徹を主とすと雖も地味の磽肥により桑樹栽培の均しからざるあり今仮定して株と株との間は二尺五寸乃至三尺畦と畦との間は五尺乃至六尺とし即六百本以上八百本以下を一段歩栽培の目的とするとせば前三万本に對し一村一段歩の桑園郡内にして三町五段歩を得べし蠶卵紙一枚(收購一石と仮定す)を飼養するに需用すべき桑葉は大約二百五十貫を要す然るに前一ヶ村に八百五十七本(一段歩植付)を栽植して一本より收むる桑樹四百本とする

ときは百本にして四十貫八百本にして三百二十貫の桑葉を得蠶種一枚を飼養するは容易なりとす然るときは郡内にして三十五枚の蠶種を飼育するに足るべき桑葉あり抑も一段歩の桑葉收穫は三百貫以上六百貫迄は培養の如何により得べき數量なりとす。

凡桑樹は早中晩の三種植付の割合及其種類の可なるものを擧ぐれば概ね左の如し。

早	桑	中	桑	晚	葉
市平	柳田	小枚	青木	赤木	鼠返
植付	歩合二歩	同	三歩	同	五歩

本議桑園栽培の件本會に於て可決せらるゝに於ては本會は此事業を起さんが爲め左の豫算金高を便宜の方法を以て郡内より支出せられん事を本部長に稟請せんと欲するなり。

桑苗購求金豫算

一金 三百圓 桑苗 三万本購求一本平均一錢の積算

養蠶并製絲織物教師招聘并該事業傳習の議案

養蠶製絲は我國産の淵藪にして富殖の實益を圖る此事業にあらずんば能はざるなり本會に於ては已に桑園栽培の事業を決す然るに養蠶事上豈袖手觀過して可ならんや抑も蠶は天與の靈虫にして獨り東

洋の僻隅我邦家に適有す然るに爾來郡内養蠶飼養の法を見聞するに餓すれば桑を給し足れば即ち止む唯々桑を興るのみ夫飼食の法如斯にして一朝其事業を失敗するに至りては該業者は直に荒涼の嘆を招くべし蠶は素と空氣湿度桑とにあり期成の目的即ち繭を結ぶべきものなり飼育術豈易々ならんや依て其資生の機巧を郡内有志者に傳習せしめ以て事業失敗の憂なからしめんが爲め養蠶教師を招聘し郡内東北二ヶ所へ養蠶傳習所を設け技術を有志者に傳習せしめ益該事業を擴張するに至りては其益する所蓋し鮮少にあらざるべし。

製絲織物の事業亦之地方興産の要務なり當郡内養蠶事業は將來益其隆盛を期す然るに繭或は絲等を以て販賣すると雖も玉繭屑絲の如きに至ては殆ど價格なきものゝ如し凡そ自然の利は必ず人巧を経て實益を發す故に利用厚生の途を需め其勞働を助け物に余材余利なからしめんことを欲す依て這回該織物事業傳習の爲め教師を招聘し郡内有志者をして傳習せしめ益興産の目的を達せんとす養蠶並に製絲織物の教師招聘の議可決せらるゝに於ては本會は教師招聘の件并左の豫算金高便宜の方法を以て支出せられんことを本郡長に稟請せんことを欲するなり。

養蠶製絲織物教師招聘并傳習所設置豫算
金高四百八十圓

製絲織物教師は兩事業練達の者を聘せんとす然して其事業緩急如何は本會に於て之れを議定し事業上の監督は本郡役所に稟請せんとす。(農商工月報)

西々條郡農商會養蠶傳習所設置決議

明治二十年九月二十六、七兩日西々條郡農商會開催の養蠶傳習所設置方法其他は左記之通決議せし旨該會々頭大橋千之甫より報告せり。

養蠶傳習所設置方法

養蠶傳習所及之に要する諸器械教員給料等本郡勸業費の支辨を乞ふものとす。
養蠶製絲に係る費用は有志株金を以て支辨するものとす。
養蠶の方法并に製絲の仕立等習受け度ものは掛員の許可を得て自由に見聞し且方法等尋問する事を得るものとす。

費用概算

金 貳 百 圓
是は養蠶室設置費

金貳百圓

一五六

是は養蠶及製絲諸器械調製費

金五百圓

是は養蠶及製絲に係る資本金にして募集方法は一株を金五圓と定め百株以上を募集するものとす。

勸業委員戸長及本會々員幹旋者となり本郡内毎戸へ三本當立桑苗(但馬桑の類)植付方を勧誘せしむるものとす。

桑苗は來春接木本年種育場に於て之を培養す秋古に至て毎戸に配布するものとす。
前件費額は凡百圓と豫定し本郡勸業費の支辨を乞ふものとす。(農商工月報)

原種蠶卵紙の検査開始

明治二十年十月農商務省令第九號に基き微粒子病(一名黒痣病)豫防の爲め岡山縣蠶種検査取扱手續縣令第五十四號(條文自第一條至第十二條)を發布し蠶種検査員を置き原種蠶卵紙の検査を開始し明治三十年まで之を繼續施行せり。

註

當時の検査は春蠶原種及夏蠶原種にして検査場所は初年に於ては岡山縣廳(備前一圓)小田郡役所(備中一圓)西北條東南條郡役所(西北條郡外四郡)眞島郡役所(眞島郡、大庭郡)吉野郡役所(吉野郡、英田郡)勝北郡役所(勝北郡、勝南郡)東北條郡役所(東北條郡)にして以後多少の異動ありたり又検査員は各検査場所を巡回施行せり。
農商務省令第九號蠶種検査規則は條文十二ヶ條にして原種の検査は明治二十年検査期より施行し製絲用種の検査は全二十年検査期より施行す。

阿賀郡立皆部養蠶傳習所

明治二十年 阿賀郡長松井良哉大に蠶業を奨励し阿賀郡皆部村に郡立蠶業傳習所を設置し講師として備前上道郡の人岡井次隆を聘して傳習をなさしめ二ヶ年にして閉所したり。

註

桑園は現在下皆部字諏訪の前(平城良平所有)に風返小牧多胡早生等の品種にて面積二反歩又下皆部字大田山に品種四五八にて二反歩計四反歩あり惟ふに當時皆部村地方は養蠶は次第に隆盛に向ひたるもの如し下皆部南條徳太郎の所有桑園には小田縣時代に奨励したる小牧風返の桑園五畝歩は昭和三年頃迄現存せり。

阿賀郡立新見養蠶傳習所

明治二十年 阿賀郡長松井良哉は郡内の養蠶を奨むる爲め新見村(現新見町思誠校前の植野武市の跡)に一棟二階建の飼育室を設け桑園は新見村(現六軒町の邊)の内に設け教師として信州より窪田某を雇ひて傳習をなせり本傳習所は二年にして中止し翌年は此の設備を縣立養蠶傳習所に使用せり。

後月郡に秋蠶飼育を始む

明治二十年 後月郡西江原村相田嘉三郎等秋蠶飼育の利益を悟り蠶種は遠く信州より之を求め飼育を試みたり。

下道郡の養蠶衰退す

明治二十年頃に至り飼育戸數次第に減し僅かに神在秦水内其他の諸村に過ぎず之れより先き小田縣の置かるゝや其筋の督勵に依り稍勃興を來すに至り其後養蠶教師を主産地より聘して奨めたるも消毒飼育其の當を得ず蠶種又不良なりし爲め漸次衰退して前記の諸村となりたるものなり。

吉野郡に養蠶傳習所を設く

明治二十年に至り吉野郡讚甘庄下町村本位田兵之助全郡東粟倉村後山に桑樹を栽植し下町村に養蠶傳習所を設置し福島縣人小川甚太郎を聘して教師となし蠶種を製造し養蠶者に配付せしめたるも一兩年にして中止せり。

浮田製絲座繰を器械に改む

明治二十年津山浮田佐平は從來の座繰製絲を器械製絲となす。(菅田郡誌)

註 明治二十三年より全二十五年迄に漸次増釜して八十釜とし同三十年百四十釜となす同年勝北郡廣戸村大芳製絲會社を假受けて製絲をなす大正元年新に六十釜を設けると同時に玉絲を以て節絹製絲を動力機械にてなす現在四百二十五釜外に玉絲八十釜機織六十台を存す。

津山山下に座繰製絲を始む

明治二十年津山の日笠豊五郎津山山下に座繰製絲二十臺を据付け専ら製絲に従事せしが時運の進歩と共に事業を擴張し同二十六年津山田町に移轉し日笠製絲工場と稱し蒸氣汽鐘を据付け五十釜とし營業せしも明治三十一年休止す。(菅田郡誌)

後月郡内の養蠶業の再興

明治二十年頃より後月郡の養蠶業は再び蠶業に志すものあり殊に北部山間地方に漸次發達せるもはかばかしからざりしか明治二十六年中備製絲株式會社の創立を見日清戰役後一般に蠶業に着目するもの多く次第に發展せり。

註 明治初年(年代不詳)に於て後月郡の養蠶業は郡の南部平坦地に於て中流以上の家庭にて大規模に經營されたるも當時養蠶に對する智識少なく飼育技術未熟なる爲め失敗者續出し養蠶業は中絶の姿となりしものなり。

福岡の有志養蠶を始む

明治二十年邑久郡行幸村大字福岡水田富太郎は農家の副業として養蠶の有利なるを認め美作地方より小牧苗を取寄せ明治二十二年には四反許りの畑に栽植し更に全二十三年には六反歩許りの桑畑を作り大に養蠶を奨励せり。

三浦寛城山に桑園を設く

明治二十年頃元真島郡長三浦寛は退職後城山に桑園を設け養蠶製種をなし傍ら放牧を行ひ養蠶牧畜に關し地方に範を示せり。

註 三浦寛は本事業開始後に於て吉備津神社に奉仕するに至り其業中絶せるを八木某於田某に於て大養蠶を計畫するに至れり

養蠶業の發展

明治二十年 蠶桑の業たる近年頗に其度を進め桑を栽へ蠶を飼ふもの年一年より増加し本年の如き

之を客年に比すれば桑畑反別百二十五町八反二十一歩原種掃立枚數六百十八枚四分八厘養蠶戸數千六百九十四戸繭七百四十四石四斗四升六合を各増加し又生絲の産額も一千二百六十八貫匁を増加せり今其現況を示さん。(岡山縣農商課第十回年表)

桑畑反別	二百四十五町二反九畝七步
原種掃立枚數	二千百二十七枚五分八厘
收繭	二千六百四十四石四升二合
養蠶戸數	六千五百三十九戸
生絲産額	二千七百十八貫三百四十二匁

大庭郡立養蠶傳習所

明治二十年 大庭郡長三宅長彦は養蠶業を奨励する爲め大庭郡中島村(現久世町大字中島)國米作治郎の宅を利用し生徒二十名を募集し教師を群馬縣高山社員計谷長太郎を聘して郡立養蠶練習所を設置す。

明治二十一年戊子年 (紀元二五四八)

縣立養蠶傳習所設置

明治二十一年四月六日縣は養蠶事業獎勵の爲め管内兩備美作の三ヶ國へ一ヶ所宛縣立養蠶傳習所を
設置し都合七十四名の生徒を募集し結了の上試験に及第せし者六十八名へ習得証書を付與せり事業の
成績は則ち左の如し。(明治二十一年調)

所在地	傳習場所	生徒數	蠶の掃量	收繭量	教師氏名住所
美作國西北條郡津山	舊鶴山校附屬建物	二五	一四、一	五〇、七〇〇	詳馬縣綠野郡養蠶改良高山社員 中島 忠 七
備前國津高郡金川	全村舊藩士の邸内	二三	七、九	二七、六〇〇	高山社員 針谷 恒三 郎
備中國上房郡高梁	全所南町中村源藏舊宅	二六	二二、五	五一、八〇〇	福島縣安達郡 二本松 永井 利吉

參考 蠶の種類は津山、金川は赤熟及び又昔高梁は赤熟青熟小石丸の三種なり。

縣に製絲巡回教師を置く

明治二十一年六月縣に製絲巡回教師を雇聘し管内を巡回せしめ課員をして同行せしむ。

(農商課第十一年報)

岡山縣蠶絲業取締所

明治二十一年岡山市に岡山縣蠶絲業取締所を設立し町田成義頭取となり各郡に支部を置き蠶絲業の
獎勵及取締をなせしが明治二十七年に至りて之を廢止す。

註 各郡に支部ありたる事は次の事蹟によりて之を証明せらる明治二十一年六月四日岡山縣第四部蠶絲業西部勝南郡組合に於
ては組合會を開き組合規約細則を定め役員選舉を行ひ左の如く決定せり。

- 組 長 高取村 大岡 熊次郎
- 副組長 廣戸村 廣戸 嘉太郎

勝南郡聯合養蠶傳習所

明治二十一年勝南郡池ヶ原村(現勝田郡高取村大字池ヶ原)大岡熊次郎農家の副業として養蠶業を

獎勵するには之れが傳習所を設くるに加かずと爲し勝南郡各部選出聯合會議員勝間田額田嘉十郎北山村粟井甚四郎中山村内藤忠衛殿所村高木嘉平治飯岡村角南駿太郎藤田村中村庚孝周佐村川上嘉太郎行信村矢吹正興福力村武藤葛太郎河邊村末澤紋次郎國分寺村松永文平等に謀り二月十九日勝南郡各村聯合養蠶傳習所設置の件を聯合會に建議して之れが議定を終へ直ちに勝間田村勝田神社西の耕地を拓きて之れが建築に着手し備後國奴可郡西城村大字大佐佐々木雄喜を教師に聘し各村より二十殘前後の子弟を募集し五月十九日開所式を擧ぐ敷地は大岡熊次郎之を提供し各村聯合會より一ヶ年經費四百九十八圓を支出し以て經營せり。

然るに明治二十三年秋失火して建物遂ひに全焼したれば茲に閉鎖するの止むなきに至り明治二十四年春より教師佐々木雄喜及び生徒を大岡熊次郎引受け自宅を以て私立養蠶傳習所となし私費を投じて經營し傍ら製絲傳習を行ひ熊次郎の妻かめ之れが事務を掌理す。明治二十五年教師佐々木雄喜辭去するに際し養蠶傳習所卒業生公文村山本譽太郎其の後を承け又阿哲郡野馳村名和義夫之れが教師として傳習し明治三十二年之を廢止す。

養蠶製絲練習の爲婦女を松代町に赴かしむ

明治二十一年後月郡西江原村相由嘉三郎は養蠶製絲の練習をなさしむる爲め同人の妻富士外地方の婦女十二名を選抜して長野縣埴科郡松代町六工社長大黒忠一郎に依囑し養蠶製絲練習せしむること四ヶ年にして歸國せり。

内田饒穂座繰を器機製絲に改む

明治二十一年東北條郡知和村内田饒穂蒸汽鐘を据付け三十人繰とし盛んに生絲を製造せしが明治三十一年休止す。

國府臺産業會社の設置

明治二十一年九月西北條郡山北村畑信好は京都滋賀三重奈良大阪兵庫の各府縣の蠶業を視察し歸りて山北村に國府臺産業會社を組織し其の社長となり教師を群馬縣より聘し桑園數町歩を設け専ら養蠶傳習をなし生徒男女數十名を養成し傍ら蠶種を製造して村内及近村の養蠶家に實費を以つて分配せしが同二十六年會社を任意解散したり示後畑氏は之を引受け爾來數年繼續せり。

津高郡内の養蠶次第に發展す

明治二十一年頃に至り津高郡役所勸農掛の獎勵により養蠶教師を聘して獎勵を加へ且つ各所に講習

講話會を開きて智識の普及を圖りたる爲め明治二十四五年の交にありては最も隆盛に赴き桑樹の植付は山野畑地は勿論良由にも及べり。

註 明治二十四五年頃は飼育管理幼稚なりし爲め失敗者多きと購價低廉なりし爲め漸次衰退し明治三十四五年頃其の極に達せるものゝ如し。

橋本都宇郡長蠶業を奨む

明治二十一年都宇郡長橋本貞國は蠶業の將來有望なるを認め矢尾村（現今早島町）に自ら土地を購入し桑苗を栽植すると共に之れが奨励に當る時の戸長林愼七卒先し飼育したれば年と共に増加し高梁川沿岸の諸村も飼育者増加したるも蠶種の選擇を誤りたると飼育法の未熟の爲め結果良好ならざりし阿賀郡勸業會を興して桑苗の栽植を奨む

明治二十一年頃之れより先き阿賀郡長松井良哉は赴任以來郡内の殖産勸業に意を用ひ特に養蠶に力を致し郡内の養蠶を奨めんとし各村より一名宛の勸業委員を撰出せしめ之等の委員を以て郡に勸業會を組織し勸業會議を開きて所要經費を議決し之を町村に賦課して納付せしめ此の經費を以つて桑苗は信州より代出苗を取寄せ之れを苗圃に伏せ苗木となして半命令的に郡内に栽植を奨む栽植せる農家は

三ヶ年以内に元配付を受け植付たる桑苗と同數を返納せしむる定なりしと云ふ（例せば平本配付を受けたるものは三ヶ年に五十本を返納せしむ）然れども此の桑苗を返納せるものは一人もなかりしと云ふ

松井良哉草間村大原を開墾す

明治二十一年頃阿賀郡長は阿賀郡勸業會を組織して桑苗の配付植付を奨励せるのみならず自からは阿賀郡草間村大字土橋地内の大原を開墾し桑苗を植付け養蠶を勵むる爲自己の同郷人島井藤一郎の一家族を迎へて大原に移住せしめ開墾の事に當らしめ其の段別二町歩計りも開墾し之に鼠返小牧を栽植せしめ其の間四、五年を要せしも松井郡長は上房川上郡長として轉任せられたる等の事あり遂に養蠶をなすに至らざりしと言ふ明治四十年には小牧桑園三反歩位は殘存せりと言ふ現今にては荒廢に歸し松林となれり。

岡山蠶絲會社

明治二十一年十二月岡山區西中山下三番地に資本金二萬五千圓を以て養蠶製絲業上の改良並に販路擴張の目的を以つて岡山蠶絲會社を創立す發起人總代藤原篤頼なり。

勝北郡桑苗組合を組織す

明治二十一年七月勝北郡廣戸村大字廣戸市場百十九番邸に桑園一町歩以上を所持するものを組合員とし勝北郡桑苗組合を組織し前原直十郎頭取となれり。

明治二十二年己丑年 (紀元二五四九)

兒島養蠶株式會社

明治二十二年兒島郡木見村に兒島養蠶株式會社を設立し支場を同郡上加茂村に設置し明治二十三年春蠶より飼育を開始す當時の狀況を記すれば左の如し。

- 一、設立年月日 明治二十二年二月一日
- 一、資本金 壹萬圓(内五分五厘は渾大防益三郎氏所有)
- 一、會社名稱 兒島養蠶株式會社
- 一、會社設置場所 本場兒島郡木見大字尾原百五十番邸(現在の兒島郡郷内村字木見) 三間ノ十七間ノ

二階建

支場兒島郡上加茂村大字木目(現在の兒島郡莊内村字木目)
明治二十三年春蠶期より飼育開始

- 一、飼育開始
- 一、重役 社長 渾大防益三郎
專務取締役 内田 安太
- 桑園段別 十七町歩 兒島郡木見村桑園担当者 三澤 清十郎
- 兒島郡彦崎村桑園担当者 山本 銀三郎
- 桑園反別 五町歩 兒島上加茂村桑園担当者 毛利 五一
- 養蠶教師 群馬縣 小川 鑑太郎

縣立養蠶傳習所設置

明治二十二年五月六日縣は前年に引續き磐梨郡、阿賀郡、吉野郡に於て縣立養蠶傳習所開設せらる左の如し。

所在地	傳習場所	生徒數	立蠶の量	收購額	教師氏名住所
磐梨郡佐伯本村佐伯	本久寺ノ客房	二〇	一一五、〇	二七、一九八	福島縣伊達郡掛田村 桑島 興 誠
阿賀郡新見村大字新見	元阿賀郡立養蠶傳習所	一九	一一一、〇	二七、〇〇七	福島縣伊達郡掛田村 佐藤 源 太郎
吉野郡大原村大字下町	香山谷三郎蠶室	二一	一三五、〇	一七、六〇〇	福島縣伊達郡掛田村 菅 野 平 八

参考 蠶の種類は磐梨は赤熱、青熱、鬼縮、又昔阿賀は赤熱、青白、鬼縮又昔、吉野は赤熱、青熱、鬼縮、小石丸又昔なり

上房郡立蠶業講習所

明治二十二年五月上房郡立蠶業講習所を上房郡豊野村大字稔貞徳寺（今は廢寺）に開催し教師は長野縣より聘し（氏名不詳）郡内各町村より生徒一名宛を選抜し受講経費は全部郡費にて尙講習生には一日金拾銭の補助金を支給せり講習科目は蠶体生理蠶体病理栽桑養蠶實習作文等の科目なり當時の郡長は時當郡長なり。

後月郡に秋蠶種製造を試む

明治二十二年頃より後月郡西江原村相田嘉三郎秋蠶種の製造を試み以後六七年繼續せるも結果良好

ならず。

註 當時の秋蠶種は長野縣東筑摩郡安曇郡等より取寄せ飼育せるものにて價格も非常に高價なるを遠國より運搬する爲被害せるに依り製造を試みたるもの、如し。

笠岡製絲に組織を改め山陽精絲とす

明治二十二年三月に至り明治八年石井英太郎河相源三郎河相一郎森田佐平生長小十郎黒田日良三郎の六名匿名組合にて經營せる山陽精絲會社を株式組織に改め簽數を百簽に増加し生長彦太郎社長となる。

註 當時の資本は五万円にて一株三十圓の半額拂込なりしもの、如し社長は生長彦太郎にして（後に襲名して生長小十郎となる）之れ岡山縣に於ける株式組織の製絲會社の始めとす尙當時の蒸氣汽鐘は大阪鐵工所より購入したるも、如し超へて明治二十三年には名越白平社長となり明治三十五年合資會社に改め生長小十郎之れを經營し明治三十七年迄繼續し明治三十八年一ヶ年は之れを休業す又明治二十二年株式組織となすや後月郡西江原村相田嘉三郎をして備前備中美作の三ヶ國の蠶業視察として縣下の各郡村を巡視せしめたり。

小田郡の有志大に養蠶を奨む

明治二十二年頃に至りて山田村中川村は益々養蠶に熱中し山田村には川上武市田中保次郎横畑静夫

小川龍平中川村には小川平吉小井護一時松磯太郎佐藤勇吉の諸氏熱心に養蠶を奨励せり。

私立藤原養蠶傳習所

明治二十二年磐梨郡吉岡村大字南方に藤原理三次私立養蠶傳習所を設置し教師として邑久郡國府村より堀田廣太を聘して傳習をなせしも二ヶ年にして廢止せり。

岡山製絲會社

明治二十二年十一月株式組織にて岡山市内山下（元岡山縣商業學校現岡山市公會堂所在地）に製絲工場を建設し創業せり當時の社長は香川真一にして後に光藤龜吉社長となれり資本金五萬圓（拂込金不詳）にて五十釜の製絲を經營せり原料繭は地方にて得ざる爲め作州雲州泉州方面より購入し盛に經營せしも明治二十五年頃事業不振の爲之を廢止せり。

岡山養蠶會社

明治二十二年七月岡山市紙屋町三番邸に資本金五千圓を以て桑園仕立及養蠶を目的とし岡山養蠶會

社を組織し社長は建石多龜次郎なり。

哲多製絲場

明治二十二年七月哲多郡上市村に郡の奨励により資本金四千五百圓釜數四十七釜水車動力による製絲場を設く青砥岩次郎其の主任たり。

第四次勸業諮問會蠶業問題

明治二十二年勸業諮問會の提出蠶業問題左の如し。

一、養蠶傳習所繼續如何

説明縣下物産中養蠶製絲は將來大に望を屬すべき事業なるを以て地方費勸業費を以て客年中管内三ヶ所に養蠶傳習所を設置し本年に於ても亦三ヶ所に設置の計畫をなせり斯の如く漸次傳習せば卒業の生徒年一年と増加し其の業を執るもの増加するは必然の事にして此の業の擴張期して待つべきなり依て愈々熱中勇進して之れが勢力を助けんと欲す而て其の手段たるや亦他に方法あるにあらず則ち明治二十三年度に於ても該事業を繼續せんとす其の可否如何

一、養蠶講習所設置の計畫

一七四

説明明治二十一年度縣立養蠶傳習所を管内三ヶ所に設置し授業せしめしが稍々好結果を得たり依て二十二年に於ても若干の生徒を養成するの計畫なり蓋し該業擴張の捷徑を謀るは之より先なるものなしとす然も是單に實業を授くるに止り其の蘊奥を究め其の術を研磨するの資力を具ふるに至らず依て一方に於ては養蠶講習所を設置して學理と實業とを併せ即ち植物化學蠶体生理病理及び解剖顯微鏡使用法蠶兒飼育法蠶種製造法桑樹栽培等を實習せしめ蠶桑の擴張を計るの元資に供せんとす此の講習所を設立せんとする先づ之れに充つるの桑園なかるべからず依つて二十三年度に於ては其地所を購入して桑苗を栽植し一は以て講習所用に供し一は以て種類の良否培養の適否施肥の如何等を研究し併て縣下桑園の模範たらしめんとす其の可否如何

矢吹鎮徳細絲工場を起す

明治二十二年頃岡山の人矢吹鎮徳上房郡高梁町に轉住し製絲の有利なることを唱導し松山村中島直次郎と共同して養蠶を經營し明治二十四年頃より細絲製絲を高梁町内山下（現高梁教員養成所の敷地）に創設し三ヶ年間事業を經營せしも遂に失敗に歸し廢業の止むなきに至れり。

明治二十三年庚寅年（紀元二五五〇）

吉備製絲會社

明治二十三年六月株式組織にて元賀陽郡大井村大字大井に工場を建設し創業せり當時社長關唯助就任す資本金壹萬五千圓にて五十釜の製絲を經營せしが後に増資し參萬圓となし百釜とせり原料繭は地方にては充分得ざりし爲め九州山陰方面より購入せり明治二十九年頃事業不振の爲之を廢止せり。

根本善十郡率先して飼育指導に努む

邑久郡大伯村神崎根本善十郎明治二十三、四年頃地方に適切なる副業なきを憂ひ彼此研究の結果養蠶業の有利なるを知り各方面を視察し自ら率先飼育をなし且つ他を教養指導に努めたる結果今日の如く盛況を呈するに至るは全く其の力によるものなり。

久米村有志養蠶製絲をなす

明治二十三年三月久米北條郡久米村大字宮尾佐々木桃治なるもの上州長沼社に於て修業し歸りて多年養蠶製絲を繼續せり。

武村製絲所

明治二十三年六月大庭郡河陽村に資本金二千圓水車動力により十五釜の製絲を始む。

明治二十四辛卯年 (紀元二五五一)

津山養蠶傳習所

明治二十四年西北條郡津山町椿高下逸見寅雄は當時蠶絲業の頗る幼稚にして其の産額縣下を通して一萬石を出でず且つ蠶作安定せずして失敗者多し然れども養蠶は農家の副業として最も重要なものなるを認め之れが普及と蠶作の安定は農家の子弟を集めて蠶絲業に關する知識の普及にありとし明治

二十四津山町椿高下(現津山中學校敷地)に私立津山養蠶傳習所を設置し自ら教師となりて生徒を募集し毎年男女を通じ十名乃至三十名を收容し修業年限男子は二ヶ年女子は三ヶ年とし(期間四月より八月迄)養蠶に關する學科及實習を授く後其期間を延長して三月より九月迄となし一層學科及實習を修習せしめ現今に至る其の間實に四十餘年卒業生を出すこと六百餘名に達し之等卒業生は技術員蠶種製造者或は實業に従事し大に活動せり又去る明治三十五年以降は蠶業獎勵の爲め毎年一名を限り學資の半額を補助し東京都蠶業講習所に入所せしむ。

註 逸見寅雄は夙に蠶業に志し明治十八年頃より養蠶に従事し同二十一年東京市本郷區西片町改良蠶種需求者入學し規程の學科及實習を了へ同二十三年農商務省西ヶ原蠶業試驗場に入學し卒業後傳習所を開設し傍ら蠶種の製造をなせり又同氏は岡山縣蠶病豫防吏自美作蠶絲同業組合理事兼技師となり又岡山縣蠶絲同業組合の組織及び蠶種販賣組合の組織等に盡し又蠶絲業同業組合中央會議員となる等多年一日の如く公私蠶業上に貢献する所多く今日津山地方は勿論美作五郡の蠶絲業發展には與つて力大なるものあり。

鼓橋製絲場

明治二十四年六月郡長高木正義の獎勵に依り哲田郡上市村鼓橋に資本金六千圓釜數五十三釜水車動力による製絲場を設く矢吹重耀其主任たり。

吉野郡大吉村に器械製絲を始む

明治二十四年七月吉野郡大吉村大杉助四郎は木製機械製絲三十人繰を設備し事業を開始す。

三谷村に蠶室を設け共同飼育をなす

明治二十四年小田郡三谷村佛種寺に於ては教師を聘して共同飼育をなし又蠶室を新設する等此の地方の養蠶非常に盛大に趣きたるも桑葉蠶室蠶具人手及技術の均衡を得ざりし爲め失敗するもの續出し明治二十六、七年頃より繭價の下落に伴ひ全く衰頹するに至れり。

兒島郡東浦地方に養蠶を始む

明治二十四年頃兒島郡福田村粒江村郷内村甲浦小串村胸上村日比村等に於ては各部落五戸乃至十戸の養蠶をなす者あり一戸概ね一石内外の收購にして往々數石の飼育をなすものあり就中甲浦村最も盛なりし。

註 維新以前に於て郷内甲浦日比の諸村に僅少の自家用養蠶を企てたるもの、如し然して明治二十四五年頃前記の諸村に養蠶起りたるも繭價の低廉と失敗の爲め漸次衰退し明治三十四年に至り殆んど廢止の状態となれり。

明治二十五年壬辰年 (紀元二五五二)

備北四郡蠶繭品評會

明治二十五年七月二十日より二十二日迄上房郡松山村龍徳院に於て阿賀、哲多、上房、川上四郡聯合繭品評會を開く出品點數百五十六點出品人員百四十三人内受賞者二十人三等三十三人四等五十一人五等四十人なり。

川上郡に養蠶傳習所開始

明治二十五年川上郡富家村平川廣三郎は教師として備後福山市荒木又藏を聘して富家村大字布賀(場所一五四九番地)に養蠶傳習所を設け期間五月六月二ヶ月の傳習を開始し二ヶ年にて閉所す。

津山同窓會

明治二十五年私立津山養蠶傳習所に於ては開設以來の出身者の親密を圖る爲め津山同窓會を傳習所内に設置す。

矢掛蠶種製造株式會社

明治二十五年三月小田郡川面村大字東川面資本金五千圓を以つて矢掛蠶種製造株式會社を組織し蠶種製造をなす。

一八〇

勝北蠶業合資會社

明治二十五年三月勝北郡廣戸村字廣戸市場に勝北蠶業合資會社を組織し蠶卵紙の製造をなす。

秋蠶種の製造を始む

明治二十五年頃に至り西北條郡津山町逸見寅雄秋蠶生種の製造を始む當時の秋蠶生種は多化性を飼育し其の三化を八月一日前後に掃立飼育す。

美作製絲合資會社

明治二十五年四月吉野郡大原村大字下町に資本金一萬五千圓を以て美作製絲合資會社を組織し香山谷三郎の製絲工場を譲受け事業を經營せり。

明治三十年三月に至り組織を變更し美作製絲株式會社となし百釜に増設更に擴張し大正八年迄事業を繼續せり。

明治二十六年癸巳年 (紀元二五五三)

岡山縣米綿繭生絲品評會

明治二十六年三月十日岡山市後樂園に於て開會(開期三月一日より十日間)せる米綿繭生絲品評會褒賞授與式を舉行す出品点数は米千五十三點綿二百十三點繭三百二十九點生絲三十五點合計千五百三十點出品人員千四百八十二人にして受賞人員は一等賞八人二等賞二十六人三等賞六十五人四等賞百六十七人なり。

津高郡南部の養蠶製絲盛くなる

明治廿六年四月津高郡平津村は當時養蠶最も盛に行はれ平津村大字佐山丹原信太郎丹原彌三郎等養蠶を奨励し佐山のみにも一時生繭二千貫を産出せりと云ふ又全所に五十人繰横井村富原に峰谷啓太

郎三十人繰の器械製絲ありたりと言ふ。

中備製絲株式會社

明治二十六年六月後月郡井原に資本金二萬圓を以つて中備製絲株式會社を組織し二十七年六月より創業す創立當時の社長は三宅郁三にして五十釜なり。

註 社長三宅郁三は明治二十九年五月の改選迄千村作五郎は大正二年五月迄以後千原冲太郎にして今日に至る明治二十八年六月百釜に増加し明治四十三年同四十四年同四十五年同六年昭和四年各二十五釜を増加し現在二百四十五釜なる又資本金は明治四十一年一月七万五千圓大正九年四月五十万大正十一年一月山陽製絲會社と合併し八十万圓の資本金となり現在に及べり。

英田郡より養蠶傳習生を派遣す

明治二十六年頃英田郡より檜原村伊東頼助江見村安東外記二、安東常松安東辰五郎安東慎太郎福本村遠藤多重郎の六名を選抜し之れに奨励補助金を與へ群馬縣に派遣し養蠶技術を習得せしめて指導の任に當らしめ斯業の奨励に務めしむ。

永盛製絲合資會社

明治二十六年五月勝北郡廣戸村大字廣戸市場に資本金三千圓を以つて永盛製絲合資會社を組織し生絲の製造を行へり。

久世製絲合資會社

明治二十六年六月大庭郡久世村大字久世に資本金五千二百圓を以つて久世製絲合資會社を設け事業を經營せり後大正九年四月二十九日株式組織となし資本金三十萬圓釜數八十六釜社長太田末吉にして現在杉貞治社長となれり。

足守製絲株式會社

明治二十六年六月足守町の衰微するを憂ひ町の有力者に於て製絲工場建設を計畫し藩主木下家に其の旨を傳へ木下家に於て其の全株の半分を持ち町に於て半分を引受け株式組織にて元賀陽郡足守町に工場を建設創業せり當時社長は禰屋庸夫就任せり資本金二萬五千圓半額拂込にて六十釜の製絲を經營せり原料繭は地方にては充分得られざる爲九洲作洲方面より購入せり一時相當の營業成績を挙げしも

明治三十三年頃事業不振の爲之れを廢止せり。

堀製絲工場

明治二十六年六月真島郡落合村垂水堀幾太郎なるもの器械製絲三十七釜を始む是れ金桑製絲の前身工場たり。

小川製絲場

明治二十六年六月窪屋郡江村大字羽島小川茂太郎器械製絲二十三釜を始む。

江原製絲所

明治二十六年七月後月郡西江原村相田嘉三郎全部木之子村笠原虎次郎と合資しケンネル式器械製絲三十人繰を始めたるも絲價暴落其他の災害に遭遇し明治二十八年之れを中止せり。

明治二十七年甲午年 (紀元二五五四)

津山製絲合資會社

明治二十七年二月西北條郡田邑村土居通信津山町森木藤吉荊田善次郎甲元保五郎橋本源五郎中島恒四郎片山秀五郎畑信好等發起し津山製絲合資會社を組織し工場を津山町田町に創設し社長土居通信專務取締役畑信好主として之を經營し蒸汽鑪を据付け百四十釜を以つて盛に輸出生絲を製造せしが大正五年に至り解散せり。

蠶絲業組合取締所

明治二十七年七月岡山縣蠶絲業組合取締所を設立し事務所を岡山市西田町七番邸に置き組合長渾大坊益三郎理事妹尾赴書記田村義克書記近藤敏等事務を執掌して蠶絲業の獎勵及取締をなし明治三十二年之れを解散す。

註 明治二十七年四月十四日縣令第二十七號條文四十四條を以て蠶絲業取締規則を發布せられたるに依り全則第十條に基き設置せるものなり。

下道製絲株式會社

明治二十七年一月下道郡山田村福田元治郎等の發起に依り株式組織にて元下道郡蘭村大字有井に工場を建設し創業せり當時社長は福田元治郎なりしが後には瀬崎卯左工門社長となれり資本金三萬圓半額拂込にて五十釜なりしが成績大いに舉り後には百釜とせり原料繭は地方にて充分得られざりし爲九州備後廣島方面より購入經營せしが明治二十九年頃事業不振の爲遂に廢止せり。

萬壽製絲合資會社

明治二十七年四月窪屋郡萬壽村大字富久に資本金三千圓を以つて萬壽製絲合資會社を組織し生絲の製造をなす。

二化性秋蠶生種

明治二十七年頃に至り從來の多化性秋蠶種は繭質不良なるを以つて漸次二化性秋蠶生種の飼育を試むるもの多し此の當時の生種製造は多くは甲信地方に究理を依頼し掃立間際に蠶種を取寄せ之れを飼

育製造せるものなり。

註 生種究理は信州稻坂風穴及び山梨縣富士風穴に依頼してなせしが大阪市に冷蔵庫の設置せらるゝや此の冷蔵庫を利用して究理をなすもの多く蠶種家已人に於て究理をなすに至れるは大正三年以降なりとす又秋蠶生種は縣内製造のものよりは長野縣松本地方より移入せるもの頗る多かりし。

高粱製絲株式會社

明治二十七年八月上房郡高粱町内山下（現在の高粱教員養成所のある所）に高粱町の人中村源藏松山村柳井重宣等發起し高粱製絲株式會社を創立し製絲の傍ら養蠶を奨励したりしも養蠶に關する智識の幼稚なりしと一般に微粒子病蠶蛆病の爲め失敗者續出し漸次斯業を廢止するもの多きに至り之れが爲め製絲原料は遠く雲伯の地方より蒐集したるも交通の便惡しきと其の設備も不完全なりし所偶々絲價の暴落に際し經營三ヶ年にして遂に同社を解散せり。

明治二十八年乙未年（紀元二五五五）

作樂製絲株式會社

明治二十八年六月河田繁穂江川義知朝比奈尙義久山猪八郎河田保勇西村安一郎木村章治河田敬正等發起し資金三萬圓を以て西北條郡芳野村大字吉原に作樂製絲株式會社を創設し河田繁穂社長として動力は水車を利用し機械六十釜を据付け盛んに營業せしが經濟界の打撃を受け金融意の如くならず一時重役等私財を投じて持續の道を圖りしも益々經營困難に陥り遂に明治四十四年九月解散せり。

樟蟲繭の製絲を始む

明治二十八年七月阿賀郡新見町大字新見早川卯一郎樟蟲繭(栗虫繭又はシラガタロウの繭とも言ふ)の繰糸工場三十釜を設く尙明治二十九年四月全所三輪惣次も二十釜を設けたり。

旭東四郡養蠶傳習所

明治二十八年磐梨郡物理村大字下村(現平島村字砂場)に旭東四郡蠶絲業組合立養蠶傳習所を設置し教師は群馬縣より片貝兵三郎を招聘せるも何れも失敗に歸せる爲め其の後前原熊平教師たり。

物理村に於て人工養蠶を始む

明治二十八年磐梨郡瀉瀨村岡村治三郎は物理村大字沖に蠶室其の他の設備をなし養蠶傳習生を養成し傍ら蠶種の製造を經營したるも其の成績は常に不良なりし爲め同人の長男槌三郎は神奈川縣藤澤の地に至り人工養蠶法を研究し歸國經營せしも亦成績不良に終り遂に蠶室其他を賣却して業を中止せり

明治二十九丙申年 (紀元二五五六)

久米製絲合資會社

明治二十九年五月久米北條郡三保村の人黒瀨守太川島半治郎川島盛平川島幾次郎打穴村小島銀治山田岸太郎等の諸氏發起となり三保村大字下打穴中に資本金壹萬五千圓を以つて久米製絲合資會社を設立し専ら輸出生絲の製造に務めしが大正六年に至りて組織の變更をなす。

註 當時久米製絲合資會社の社長は川島幾次郎副社長小島銀治にして明治三十一年より小島銀治社長となる。

備作組合製絲所

一九〇

明治二十九年七月阿賀郡水田村豊田泰助河原勝太郎神谷類之助等發起となり上水田村皆部村中津井村等の養蠶者を以て組合製絲を起し豊田泰助社長となり明治二十七八年頃迄事業を継続せり。

東美製絲株式會社

明治二十九年九月英田郡河會村大字北に資本金二萬圓を以つて製絲業を經營す。

大谷製絲株式會社

明治二十九年十月淺口郡吉備村大字大谷に繭絲製造及織物を目的とし資本金六萬圓を以て大谷製絲株式會社を組織し事業を經營せり。

淺口郡の養蠶麥稈眞田に壓倒せらる

明治二十九年淺口郡三和村に製絲會社の設立されたる當時の養蠶經營は桑園は徒らに礪礪の地に植付られたるご養蠶の術又拙劣なりし爲め興隆の半面失敗者續出す時恰も寄島町を中心として麥稈眞田

業の起れるに及び收支の養蠶より優れるが故に桑園を掘取るもの相踵ぎて出で殊に五月下旬以降眞田原料製造に伴ふ硫黄の煙蒸は養蠶に尠なからざる打撃を與へ養は養殆んど廢絶し郡内僅に十數戸を殘すに過ぎず爾來十數年間他郡蠶業の隆盛好況にも何等の反響なく昔日の桑園は漸次化して除虫菊畑に變化せり。

明治三十丁酉年 (紀元二五五七)

内田饒穂綠綬章を授かる

日本帝國褒章文記

岡山縣東北條郡上加茂村

内田 饒 穂

資性篤實夙に心を農事に傾け地方に率先して蠶絲の業を創め遠地を跋渉して良法を講釋し養蠶室を築き製絲場を起し經營多年益々之を擴張す一郡翕然倣倣し蠶桑の業大いに興る其の他稻麥の種植に卉木の栽培の皆克く力を致す洵に實業に精勵し衆民の模範たるものとす仍て明治十四年十二月七日勅定

の緑綬褒章を賜ひ其善行を表彰す。

明治三十年三月十七日

奉 勅

賞勳局総裁正三位勳一等子爵 大 給 恒

此賞を勘定し第七十七號を以つて褒賞簿冊に登録す。

賞勳局書記官正五位勳三等 横 田 香 苗

賞勳局書記官從六位勳六等 藤 井 善 言

註 尙全人は蠶絲業の功勞により明治二十六年三月十日岡山縣知事より全二十九年三月三十一日岡山縣蠶絲業組合取締所より表彰せらる。

帶江礦山の煙害

明治三十年頃には都宇郡早鳥町地方の養蠶も次第に増加し桑園反別十餘町歩養蠶戸數四十餘戸に達したるも當時帶江礦山より排泄せる煙害の爲め順調に進みつゝありし蠶業も遂に其の跡を絶つに至れり。

小田郡中部地方の養蠶衰頹す

明治三十年頃に至り小田郡の養蠶業は最も衰頹したる時とす従つて桑園は掘起され殊に中川村の如きは隆盛時代に比し僅かに二三割を止むるに過ぎず當時同村小川護一は奮つて私立養蠶傳習所を經營して子弟を教養し蠶業の再び發展すべきを主唱せられたるを以つて傳習を受くる者小田後月川上の三郡に及びり又三谷村の川井時太郎は信州地方の先進地を視察研究して歸り養蠶教師として各地に指導し矢掛町中西金一は長野縣小縣蠶業學校より業を了へて歸り父平次郎と蠶種製造に着手する等之等諸氏の努力に據り明治三十七八年に至りては稍順調に向ひたりと云ふ。

共立絹絲紡績株式會社

明治三十年三月岡山市大字門田に資本金百萬圓（拂込金六十萬圓）にて絹絲紬絲製造を目的とし共立絹絲紡績株式會社を組織し香川眞一社長となり經營せしが明治三十七年五月京都絹絲紡績株式會社に合併せられ明治四十四年三月鐘淵紡績株式會社に合併せり。

明治三十一年戊戌年 (紀元二五五八)

一九四

蠶種検査手續の發布

明治三十一年四月に至り明治三十年法律第十號を以て發布せられたる蠶種検査法に基き蠶種検査手續を發布せられ同時に明治二十年縣令第五十四號蠶種検査取扱手續を廢止せり。

山陽蠶種製造合資會社

明治三十一年二月十五日勝南郡高取村大岡熊次郎勝北郡廣戸村廣戸嘉太郎勝南郡勝間田村額田嘉太郎同郡湯郷村安東茂正同郡勝間田村福島万太郎同郡豐國村粟井清十郎同郡北和氣村實平鐵一郎同郡飯岡村青山保太郎英田郡土居村妹尾肖九郎同郡倉敷村大石平同郡河會村奥西尙正吉野郡古町村香山谷三郎勝北郡古吉野村前原直十郎同郡勝加茂村甲田完之同郡北吉野村井戸恒四郎津山町逸見寅雄久米北條郡久米村池田照一郎久米南條郡加美村池上朝衛久米北條郡西川村國米長一等發起し改良蠶種の製造及び販賣を目的として資本金六千圓を以て山陽蠶種製造合資會社を設立し此の日創立總會を開き社長取締役に大岡熊次郎取締役に逸見寅雄廣戸嘉太郎池上朝衛妹尾肖九郎池田照一郎監査役に前原直十郎香

山谷三郎甲田完之安藤茂正等を擧げ三月一日登記を了し事業を經營せるも明治三十六年五月に至り遂に解散す。

中美製絲株式會社

明治三十一年四月勝南郡勝間田村大字平に中美製絲株式會社を創立創立委員福島万太郎之れに當る

和氣郡内の有志製絲を爲す

明治三十一年和氣郡塩田村岡崎善太郎器械製絲二十人繰及座繰製絲十人繰を起し製絲事業を經營し器械の生絲は横濱に座繰の生絲は京都に販賣せしが明治三十六年に至り廢業せり。

其の他和氣町三宅京平藤野村徳永清藏等座繰製絲を始めたるも當時工女の募集困難なりしと原料の買入に不便なりし爲數年にして事業を廢止せり。

勝北製絲株式會社

明治三十一年八月勝北郡廣戸村大字廣戸大吉に資本金壹萬圓を以て製絲業を經營す。

一九五

勸業諮問會に於ける蠶絲業の決議事項

明治三十一年十月二十日より同二十六日迄七日間岡山縣勸業諮問會を岡山市後樂園鶴鳴館に開く蠶絲業に關する資問の決議左の如し。

蠶兒軟化病豫防消毒實施の方法如何

(議決) 縣下の蠶業他の農業に比較して稍衰頹の狀を呈せるは固より種々の原因ありと雖も就中頻年蠶病の爲其收量を減するは之が一大原因たらざるを得ず而して今豫防消毒の方法によりて一朝此禍を免るゝものごせば當業者は喜んで其方法に着手すべきも他に確實なる成績ある事を熟知するにあらざれば容易に改良すべからず依て曩に組織せられたる蠶絲業組合に命じ各組合事務所區域内にて二ヶ所若は三ヶ所に於て適當の養蠶家に就き二室を選び一室は依然舊法を存し一室は充分豫防消毒の改良法を施し置き明年春蠶飼育期の際双方の成績を對照し實際の效果如何を目撃せしめ當業者に於て該法の缺ぐべからざるものごせば將來自ら資を投じて其法を行ふは言を俟たざるも今年は試験的實施の際なるを以て消毒藥一切は地方費を以て購入し之を組合に下渡して親しく消毒の法の忽緒に附すべからざるを熟知せしむるの外他に良策なしと認む。

明治二十七年縣令第二十七號蠶絲業取締規則に基きたる組合をして明治三十年法律第四十七條重要輸出品同業組合法に依り其組織を變更せしむるの方法如何

(議決) 蠶絲業の改良發達を圖り弊害を矯正するに共同一致の働をなさんが爲め組合を組織するの必要なるは今更辨明を要せず既に明治二十七年縣令第二十七號の發布あり從て蠶絲業組合の組成せられたる所以なり而して今や其組合の組織を更め明治三十年法律第四十七號に依り組織せしめんと欲するも亦實に適當の事たるを信す曩に縣下を一區域となし渾大防益三郎外十一名のもの發起人となりて既に知事閣下の認可を得て之か組織に盡力したりと雖も未だ其成效を見ざる所以のものは其區域廣濶に失するに因るに非るかと思はる故に今や其組織の必成を期せんと欲するものは縣下を三組合となし其區域は國の區域に依り製絲家養蠶家(普通製三枚以上を飼育するもの)仲買人を以て組織せしむるの目的とし更に其區域内に於て發起人を勧誘し以て其組織に盡力せしめらるれば蓋し速に其成效を見るに至るべきか。

明治三十二年己亥年 (紀元二五五九)

美作蠶絲同業組合

明治三十二年一月四日勝南郡高取村大岡熊次郎西々條郡芳野村河田繁穂西北條郡西苦田村畑信好津山町逸見寅雄久米南條郡加美村池上朝衛等津山町長久樓に會し明治三十年法律第四十七號重要輸出品同業組合法により美作蠶絲同業組合を設けることを議し一月十七日農商務大臣の認可を得て二月十三日創立總會を開き三月十三日議員評議員の選舉を行ひ河田繁穂組合長に當選せり。(大正四年四月七日總會にて解散を決議し五月十九日解散す)

模範消毒法獎勵

明治三十二年縣費を支出し消毒藥品フォルマリンを購入し技術員を派し縣下當業者に付き蠶室蠶具の模範的消毒法を施行したるに其の成績大に見るべきものあり當時支出したる縣費九十圓也

兩京同窓會設置

明治三十二年東京京都兩蠶業講習所出身者の連絡提携を緊密にし斯業の發展を計らんが爲め兩京同窓會を設置す。

千原蘇平表彰せらる

明治三十二年一月知事より吉野郡讚甘村長千原蘇平を表彰せらるゝ表彰文左の如し。

吉野郡讚甘村長 千 原 蘇 平

資性温厚夙に村吏の職に在り町村制實施以來再三選ばれて村長と爲り常に制度の主旨を体し専ら職務に執掌し其道路堤防の改修學校の設立等に盡力し又養蠶製絲の事業を振起して地方人民を獎勵し之れが効果を奏したること鮮少なからず其公共事務に勤勉すること三十有餘年志行を變せず其勞効顯著なりとす依て爲其實木盃一組下賜候事

兩備蠶絲同業組合

明治三十二年重要輸出品同業組合法に基き備前備中を區域として組合事務所を岡山市下田町に置き斯業の獎勵をなす組合長に柳井重宣當選し後小橋藻左衛組合長たり。

明治三十三年庚子年 (紀元二五六〇)

蠶室蠶具消毒の訓令

明治三十三年二月三日蠶室蠶具消毒の件につき縣は左の訓令を發す。

蠶の病毒は蠶室蠶具に附着して更に蠶兒に傳染し延て養蠶の豊凶に影響を及すこと尠少なからざるを以て蠶室蠶具の消毒は決して之を忽緒に附すべからざるなり依て蠶種製造者と普通養蠶者とに論なく蠶兒を飼育する者をして毎年適當の時期に於て務めて之れが消毒に従事せしむべし。

蠶病消毒の獎勵

明治三十三年より同三十六年迄縣費補助の下に兩備美作蠶絲同業組合に委託し之を實施せしめたるも未だ一般に普及するに至らず縣より補助したる金額は毎年九十圓宛なり。

桑樹被害豫防の訓令

明治三十三年三月七日桑樹の被害豫防に關し郡市役所町村役場へ左の通り訓令す。

桑樹の被害中最も恐るべきものは霜害にして一朝にして幾多の桑園を擧げて荒涼に歸せしめ其の慘狀實に寒心に堪へざるものあり然れども豫め警戒を加へば防備其の宜しきに適せば之れが被害を未然に救済すること敢て難きにあらず又響蛆は蠶に寄生して蠶兒を斃し蠶繭を破り蠶絲業者に寡からざる損害を加ふるものにして近來益々蔓延し猖獗を逞ふするの傾向あり是れ實に蠶絲業上に於ける一大憂患なりとす依て桑園所有者又は蠶絲業者をして適當の方法を設け右等害毒の豫防驅除に従事せしむべし。

勝間田農林學校の設置

明治三十三年四月九日文部省告示第九十號を以て勝田郡立農林學校設置及開校の件認可せられ四月二十八日勝間田村大字勝間田二七六番地の民家を借受是永久磨雄校長に任命せられ開校す依て作東義熟を廢止し其の生徒を收容し農業林業蠶業の實業教育を行ふに至る後明治三十五年十月勝田郡英田郡組合會を組織し以て之れが經營をなすことに定め十二月八日文部省告示第九十八號を以て之れが組織變更を認可せられ大正十一年四月より縣營に移管せられ勝間田農林學校と稱し同年より農蠶科を設置し今日に至る。

註 作東義然は新谷英太郎の經營せるものなり又本校設置に關しては勝田郡高取村大岡膳次郎の盡力する所多し。

縣に農事巡回教師を置く

明治三十三年より縣は蠶絲業の指導獎勵をなす爲農事巡回教師を設置し東京蠶業講習所本科卒業生鹽谷清多郎を任命せり。

明治三十四辛丑年 (紀元二五六一)

蠶蛆驅除に關する規則及諭告

明治三十四年十一月七日縣令第百三十三號を以て蠶蛆驅除規則を公布せらる (條文八ヶ條省略) 尙同時に左の諭告を發せり。

家蠶に寄生する蠶蛆の害は近年益々猖獗を極め蠶絲業上被る所の損害頗る多大なりとす而して多數蠶業家中には蛆害を以て獨り蠶種製造上の障害なりとし製絲用養蠶家には損害を及さざるもの、如く思惟せる者少からず然れども蛆害に罹りたる蠶兒は種々の病蠶となりて斃れ或は極めて不良なる繭を

作る等收購上の損害敢て製種上の損害に譲らざるなり此蛆たる他の蠶病の原因をなす微生物と異なり軀軀大形にして何人にも容易に認め得べく當業者にして能く一致共同して驅除に盡瘁せんか其蔓延を防遏し遂に其撲滅を見るに至らしむるも亦難きに非るなり是今回縣令第百二十三號を發し諸種の方面より總て春夏期飼育の蠶兒及び蠶繭より生じたる蠶蛆を殺盡すべきを命じたる所以なり業に蠶絲に従ふ者は宜しく此の趣旨を諒し蠶蛆の絶滅を期すべし。

小田郡南部の養蠶衰退す

明治三十四五年頃に至り小田郡中川山田方面は蠶業衰頽したるにも不拘同郡新山村には能く百餘戸吉田村には四十餘戸の養蠶家を算せり然るに之等の地方は果樹園藝の好況と麥稈真田の賣行佳良なるに伴ひ桑園を廢する者續出し爲に養蠶は殆んど其の影を失ふに至れり。

各地に於て風穴飼育を始む

明治三十四年頃に至り縣内各地に於て風穴蠶種の飼育を試るもの多し當時の秋蠶生種は蠶種の究理關係よりして縣内に於て製造すること困難なるに依り多くは信州地方より取寄せ飼育せられたるも連

搬中の被害多く爲に成績良しからず。

蠶種検査法施行手續改正

明治三十四年岡山縣令第二十四號を以て蠶種検査法施行手續改正せらる。

明治三十六癸卯年 (紀元二五六三)

農商務省委託蠶種類試験

明治三十六年吉備郡高松村岡山縣農事試験場内に於て農商務省蠶種類試験を行ふ。

註 農商務省蠶種類委託試験は明治三十六年は岡山縣立農學校養蠶室に於て行ひ三十七年以後は吉田郡二宮村岡山縣農事試験場蠶業部に於て行ひ繼續すること三ヶ年にして廢止す。

蠶業獎勵方針の協定

明治三十六年縣に於ては蠶業技術官及蠶絲同業組合技術員を召集し蠶業協議會を開催し指導獎勵上

の方針に就き協議をなす蠶種の購入貯藏洗滌催青、蠶室の改造、蠶兒掃立時期及數量、飼育溫溫度、稚蠶共同飼育、用桑及給桑、除沙及眠除、上簇、共同殺蛹乾繭、成繭の共同販賣、蠶室蠶具の消毒、蠶蛆の驅除、種繭の選擇、夏秋蠶の獎勵、桑樹早中晩の割合、霜害及病蟲害、施肥、蠶業統計等に就き協定せり。

阿哲郡大に蠶業を獎勵す

明治三十六年阿哲郡長として大和昌一就任するや蠶業畜産殖林を以て副業獎勵の三大方針と定め殊に蠶業に關しては專任技術員を郡衙に置き勸誘獎勵頗る努めたる爲め其の効空しからず漸次隆昌に赴く其後神本國臣郡長前方針を踏襲し一層蠶業を獎勵したる爲め明治四十四年に至りては其の産額三倍以上に上れり。

明治三十七甲辰年 (紀元二五六四)

蠶病豫防獎勵金下附規程

明治三十七年一月十五日縣令第一號蠶病豫防獎勵金下附規程を設けて完全なる消毒器の設置を獎勵せ

り然して消毒器は蒸汽消毒装置並噴霧器の購入に對し一箇所二十圓の獎勵金を交付し専ら豫防に務めたりしが消毒器の設置は明治四十一年に至り略縣下の主なる養蠶地に普及せるを以て之を廢止したり然して明治三十七年より同四十一年に至る五ケ年間の設置数は百七十九ヶ所なり(條文自第一條至第八條)

註 獎勵金は七百二十圓蠶室消毒はフォルマリン蠶具消毒は蒸氣消毒に依らしむる事とせり。

岡山縣農事試驗場蠶業部移轉

明治三十七年一月岡山縣農業試驗場蠶業部は苫田郡二宮村に新築工成り移轉し蠶業に關する試驗研究蠶種の配付及講習生の養成を始む。

松永所長の蠶業講話

明治三十七年二月十九日左記の日割を以つて京都蠶業講習所長松永伍作を招聘し蠶業に關する巡回講話を開く。

二月十九日	英田郡倉敷町
二月二十日	苫田郡津山町

二月廿一日	真庭郡勝山町
二月廿三日	阿哲郡新見町
二月廿四日	上房郡高梁町
二月廿五日	岡山市後樂園

農事巡回教師を設置す

明治三十七年度より桑園の改良増殖樹の病蟲害驅除豫防育蠶の方法收購の取扱製絲業の獎勵共進會品評會の審査其の他蠶絲業上に關する百般の指導獎勵に當らしむる爲め蠶業專任農事巡回教師を設置す。

明治三十八乙巳年 (紀元二五六五)

稚蠶共同飼育獎勵

明治三十八年縣に於ては當時當業者の多くは育法の適歸を怠りたる爲豊凶常なく蠶業を以て不安の

業態視せるを以て飼育術の統一を圖ると同時に斯業の健全なる發達を期するの急務を認め同年一月縣令第貳號を以て稚蠶共同飼育獎勵金下附規程を發布し費額僅かに六百圓を以て五ヶ所を選択認可して實施せしに其の成績良好なりし本規程の發布に伴ひ縣下各郡に獎勵施設を講したるを以て一時甚しく衰退せる蠶絲業も俄かに活氣を呈するに至れり實に本規程の發布と實施は本縣蠶絲業上に一新紀元を劃するに至れるものなり。(條文自第一條至第十條)

註 稚蠶共同飼育は明治三十八年には獎勵費六百圓にて五ヶ所暨三十九年には獎勵費一千九百圓を計上し十九ヶ所を許し示來逐年順調の發達をなし大正二年に至りては六十九ヶ所を許可する盛況を呈し實施初年より大正二年に至る七ヶ年間に獎勵費三万二千二百圓飼育許可組合十九郡四百五十五ヶ所を數ふるに至り其の結果飼育法は統一進歩し購買亦向上し蠶種の共同購入貯藏成繭共同販賣等斯業に適切なる方法の實施せらるゝに至り其の効果最も顯著なるものあり。

蠶病豫防施行手續公布

法律第二十二號蠶病豫防法の發布に伴ひ明治三十八年三月縣令第二十二號を以て蠶病豫防法施行手續を公布せられ全手續施行の日より明治三十四年縣令第二十四號蠶種検査法施行手續は之を廢止せらる。(條文自一條至二十六條)

縣内各地風穴調査

明治三十八年盛暑の候に於て明治三十七年蠶業協議會の決議に基き縣技術官及蠶絲同業組合技術員と協力し左の風穴に付き適否を調査せり。

- 勝田郡廣戸市場風穴
- 阿哲郡豊永村横の風穴
- 全 郡草間村羅生門風穴
- 上房郡上水田村風穴
- 英田郡吉野村風穴
- 真庭郡神庭村風穴
- 全 郡川西村風穴

二宮 蠶友會

明治三十八年九月岡山縣農事試驗場蠶業部出身者を以て同窓會を組織す。

第一回美作五郡聯合繭品評會

明治三十八年美作五郡の繭質改良に資する爲第一回聯合繭品評會を勝田郡湯郷村に開催す。

明治三十九丙午年 (紀元二五六六)

繭殺蛹獎勵金下附規程

明治三十九年一月岡山縣令第一號繭殺蛹獎勵金下附規程を發布し屑繭の殺蛹を行ひ蠶蛆の驅除に務めしむると同時に生繭販賣なかる故に奸商等の爲に養蠶利益の壟斷せらるゝを少からしむる爲め殺蛹乾繭の獎勵を行へり。(條文自一條至十條)

註

繭殺蛹乾繭の獎勵費は毎年六百圓宛にして大正三年迄繼續し縣下概要の地に百二十四ヶ所を設置せり又明治三十八年以降縣下各地に蠶蛆の被害多く同四十二年迄五ヶ年の調査成績を見るに蠶種製造者に於ては最高七四%平均一五、六%養蠶者のものに於ては最高九一、五%平均二五、六%の被害あり殊に明治三十九年は被害最も多く蠶種製造者の平均二二、二%養蠶者の平均四六、三%なり。

自家用蠶種取締規則

明治三十九年三月縣令第二十二號自家用蠶種取締規則を發布し自家用蠶種の取締をなす。(條文自一條至十六條)

條至十六條)

註

當時自家用蠶種の製造最も多きは邑久郡にして縣下を通じて製造額明治三十九年には一化性平付二百九十九枚框製七千四百十九枚二化性二百四十三枚同四十年には一化性平付百八十二枚框製一万六千二百七十七枚二化性平付二百二十六枚なり又病毒率は明治三十九年に一化性二一%四十年は一二%なりとす。

蠶種統一規程

明治三十九年五月縣告示第百七十七號蠶種統一規程を發布し蠶種製造者種繭の統一を期す。(條文自一條至十條)

註

蠶種統一規程の發布の趣旨は生糸の品質改良は蠶種の品質の統一にありとし本規程に依り蠶種製造者の原々蠶の統一を圖り以て善良なる蠶種を飼育せしめんとの目的にて種繭審査會を開設し審査員は縣技術員及當業者中より囑託し各蠶種家の種繭を選抜買収して之を複製し當業者に配付せり其の後明治四十年告示第五十三號全四十一一年告示第四百七十八號を以て規程の改正を行ひ明治四十四年迄之れを繼續せり。

蠶蛆驅除に關する訓令

明治三十九年五月十一日岡山縣訓令第十七號を以て訓令を發せらる。

桑苗造成配付獎勵

明治三十九年より同四十二年迄縣下各郡農會に於て造苗配付せし者に對し獎勵會を交付したりしが

其の結果年々桑園を増加したり而して縣費より支出したる獎勵費は總計一萬四千三百四十四圓に上れり。

註 明治四十三年よりは各郡農會の造成桑苗獎勵を中止して縣直接にて造苗配付することとせり。

山陽製絲會社を合資會社に改む

明治三十九年七月久我於菟一郎、管木熊太郎、淺野富平、久我米四郎、相田嘉三郎の五名相謀り山陽製絲株式會社を一萬圓にて譲受合資組織とし明治四十二年百三十釜とし引續き經營す。

註 大正六年五月合資會社を解散し同年六月一日山陽製絲株式會社に改め資本金十萬圓とし大正十一年五月一日中備製絲株式會社に合併し資本金八十萬圓とし中備製絲株式會社笠岡工場とし現在に及べり。

二川村に山中製絲を始む

明治三十九年七月眞庭郡二川村に器械製絲三十三釜を設備し山中製絲場と稱す佐藤喜八郎社長となる。

第二回美作五郡聯合繭品評會

明治三十九年十月美作五郡聯合第二回繭品評會を久米郡誕生寺に開催す。

産業專任農業技師を設置

明治三十九年勅令第二百六十七號に依り農業技師を設置し全年十月十三日農事巡回教師岡本篤義農業技師に任命せらる。

戦後經營對策に付蠶業協議會開催

明治三十九年日露戦後の蠶業經營對策を講ずる爲め縣は岡山市に縣蠶業技術官及兩備美作蠶絲同業組合技術員を召集し重要案件に付協議せり。

桑樹の芯止り病の蔓延

明治三十九年夏期に於て邑久郡豊村地方に於て著しき桑樹の新芽を被害し其の伸長を妨げらるゝ病發生し益々蔓延の徴候を認むるに依り農商務省農事試験場技師堀正太郎の派遣を乞ひ其原因の實地調査をなせり。

註 今日の芯止玉蠅なるが如し。

明治四十丁未年 (紀元二五六七)

岡山縣蠶絲會

明治四十年一月岡山縣蠶絲業者を以て岡山縣蠶絲會を組織し同年九月二宮蠶友會と合併し同年十二月蠶絲會報第一號を發刊す。

註 岡山縣蠶絲會發起者は河田繁穂、小橋謙三衛、片尾健太郎、畑信好、岡本篤義、竹内興三郎、郡丸綱吉、逸見寅雄、森山四方一外二十六名なりし。

大日本蠶絲會地方委員部設置

明治四十年 岡山縣廳内に大日本蠶絲會地方委員部を設置す。

作東小製絲續出す

明治四十年五月勝田郡勝田村長畑和平は器械製絲三十六釜を設備す又同四十一年六月同村梶並俊太郎は器械製絲十五釜を設備す又同年七月英田郡巨勢村中原定次郎は足踏製絲十二釜同郡福本村遠藤桃作は足踏製絲十釜を設備す之等の小製絲場は後年に至り甘樂社に加入す。

第三回美作五郡繭品評會及製絲品評會

明治四十年八月八、九日兩日美作五郡第三回繭品評會を英田郡倉敷町に開催す同年同月阿哲郡農會繭品評會を開催す同年十月一日美作蠶絲同業組合主催の下に製絲品評會を苫田郡津山町津山公園鶴山館に開催し斯業の奨励に努む。

明治四十一年戊申年 (紀元二五六八)

桑苗造成奨励金下附規程

明治四十一年二月縣令第九號を以て桑苗造成奨励金下附規程を發布し同年四月一日より施行す。

(條文自第一條至第十八條)

註 各郡農會に於て造成せる桑苗に對しては明治三十九年より奨励金を交付せるものなり當時は獨立の規程なく明治三十九年二月縣令第十二號樹苗園奨励金下附規程中に含まれたるものなり茲に獨立の規程として發布したるものにして桑の品種は市平多胡、中間木、鶴田、赤木、魯桑、山中高助、十文字、鼠返等奨励金は左の標準に依る。採種桑園は一段歩に對し初年金九十圓以内二年以後金六十圓以内

挿木苗一本に付金一錢以内
營養實生は一本に付二厘以内
苗圃地の面積は一ヶ所五畝歩以上二郡市五ヶ所以内なり。

蠶業に付優渥なる令旨を賜る

明治四十一年六月十八日曩に 皇后陛下親しく東京蠶業講習所に臨ませられ優渥なる令旨を賜りたるに付左の通縣下各郡市長へ訓示す。

皇后陛下深く蠶業に軫念したまひ親しく東京蠶業講習所に臨ませられ優渥なる令旨をたまはる洵に恐懼感激の至りに堪へざる所なり爰に農商務大臣は宏遠なる聖旨に従ひ各當業者をして勉勵術を習ひ熱誠業に従ひ益々斯業の發達を計る可く訓示ありたり。惟ふに蠶桑の業たる氣候風土の差及自然の障害等に對し研究を要するもの尙尠ならず且各國産業の發達及内外經濟の共通に伴ひ製品の精良齊一其他斯業經營上改善を要するもの亦多しとす宜しく各當業者をして銳意奮勵斯業の改良發達に力め國運の隆昌を加へしめ以て宏遠なる。懿旨に副ひ奉らんことを望む。

右訓示す

金平山風穴の工事竣工す

明治四十一年十一月川上郡湯野村大字柳平にある金平山風穴の起工に着手し同四十二年二月竣工し縣は之れに對し補助金一千二百圓を交付せり収容能力は一萬六千枚なり。

註 秋蠶飼育の物興に伴ひ秋蠶種の保護を完全ならしむる爲金平山の風穴に改造を加へたるものにして風口區域は十五間四方地下室は蠶種の貯藏室にして二層とし地下室即ち第一號室は高さ九尺二號室は七尺氣温は第一號室三十四、五度第二號室四十度蠶種研究室は表面に現れ二間に四間高九尺なり京都蠶業講習所の風穴蠶種貯藏成績に見るも其の成績頗る良好なり故に縣内に於て此の風穴は大いに利用せられたり。

廢絶状態の兒島郡蠶業再び起る

明治四十一年頃に至り廢絶状態（明治三十三、四年に至り廢絶の状態となる）の蠶業は甲浦小串等の當業者の奮起により前價の好況に伴ひ漸く擡頭せんとす。

第四回美作五郡繭品評會及製絲品評會

明治四十一年九月二十八日美作五郡聯合繭品評會を開催す同月美作蠶絲同業組合第二回製絲品評會

を何れも苦田郡津山町津山公園鶴山館に開催し斯業の啓發に努む。

二一八

岡山縣蠶絲會發會式

明治四十一年十一月二十二日岡山縣蠶絲會發會式蠶絲業大會を苦田郡津山町津山公園鶴山館に開催し京都蠶業講習所長石渡繁胤を聘し蠶絲業整理と題する講演あり頗る盛會を極む。

岡山縣蠶業株式會社

明治四十一年一月二十五日岡山市下市町に森山四方一、小林一郎、篠岡春太、坪田勇吉等發起の下に資本金一萬圓(五十圓株二百株)にて岡山縣蠶業株式會社を組織し優良蠶種の製造販賣桑苗農具及消毒藥品の販賣をなし現在に至る。

明治四十二年己酉年 (紀元二五六九)

養蠶科設置の建議

明治四十二年一月二十三日岡山縣蠶絲會會長南爲吾は明治四十一年十一月二十二日本會第一回大集會の決議に基き岡山縣知事に左記建議書を提出したり。

建議書

謹みて一書を裁し長官閣下に白す。

熟ら我國民思潮風俗を通觀するに刻下著しく奢移に傾き殊に戦後一層其の甚しきを致都鄙の別なく眞面目なる事業を陋迂なりとして漸く閑却されんとするの兆あるは眞に悲むべきの現象なりとす於茲乎本會は閣下に望むに學事當局をして地方の狀況に鑑み女學校及高等小學校其の他各種學校へ養蠶科を設け養蠶に關する理論の一端を授けると共に實習に當らしめ第二の國民たる小學生及將さに家を齊さんとする女學生に斯業上の趣味を鼓吹し而して勤勞の貴重すべきを悟了せしむると同時に浮華輕佻の惡俗を洗掃し健全なる思潮良風を小學時代に於て馴養爲致度仰希くば閣下微衷の存する處を諒とせられ御詮議の上本會の希望をして實現せしめられんことを茲に總會の決議に依り謹みて及建議候也

明治四十二年一月二十三日

岡山縣蠶絲會會長 南

爲

吾

岡山縣知事 谷口留五郎殿

蠶絲業關係規程の改廢

明治四十二年三月三十一日縣令第五號を以て蠶病豫防獎勵金下附規程は之れを廢止せられたり。
 同年四月九日蠶病豫防施行手續（明治三十八年三月岡山縣令第二十二號）を改正せらる。
 同年四月十六日稚蠶共同飼育獎勵金下附規程（明治三十八年一月岡山縣令第二號）を改正せらる。
 同年四月二十二日蠶種統一規程（明治三十九年五月岡山縣告示第七十七號）を改正せらる。

（條文自第一條至第十二條）

屑物整理獎勵

明治四十二年縣費より縣下美作兩備蠶絲同業組合へ補助金を交附し組合事業として各所講習會を開
 設し養蠶上の遺利を拾取せしむ。

註 屑物整理獎勵は明治四十二年以降四ヶ年間繼續したるものにして玉絲製絲真綿製造等にして兩備組合に於て七百九十七人
 美作組合に於て五百五人の講習生を養成したり。

瀧瀬、百枝月の養蠶組合（産業組合）

明治四十二年三月二十七日赤磐郡瀧瀬村大字大内に産業組合法に依る養蠶組合を組織し永井一太梶

原虎五郎宇垣十七八松本健治外三名理事に就任す。（組合員六十四名）

同年三月三十一日上道郡角山村大字百枝月に産業組合法に依る養蠶組合を組織し塩見順一、木村林
 松外二名理事に就任す。（組合員四十六名）

眞庭蠶種販賣組合

明治四十二年三月十六日眞庭郡勝山町に眞庭郡を一圓とする有限責任眞庭蠶種販賣組合を組織し柴
 田鎗馬次郎、小松豊太郎、仁熊信太郎等理事に本山貞市、山谷重郎等監事に就任し生産蠶種の販賣を
 なす。（組合員八名）

御津郡の養蠶更生す

明治四十二年頃に至り一時廢絶の悲運に遭遇したる養蠶も稍々回復し漸次飼育戸數を増し收繭高も
 増加の趨勢を示すに至れり。

註 明治二十四、五年頃は桑樹の栽植山野畑地は勿論水田に迄及ぶの盛況を呈したりしが繭價の低廉と失敗に依り明治三十四
 五年頃殆んど中絶の姿にありたるものなり。

蠶業功勞者追賞

明治四十二年十月六日岡山縣知事より故安達清風故近藤正登、故豊福俊雄を蠶業上の功勞顯著なるの故を以て追賞せられたり即ち左の如し。

功勞賞授與証

金牌

勝田郡北吉野村

故 安 達 清 風

本縣蠶業創始ノ時ニ於テ夙ニ斯業ノ有利ナルヲ確認シ率先シテ政府ニ稟請シ數萬圓ノ資ヲ得刻苦經營勝田郡ニ於ケル不毛ノ原野ヲシテ數百町歩ノ耕地タラシメ此ニ桑樹ヲ栽培シ以テ養蠶ノ業ヲ獎勵シ地方農家ノ迷夢ヲ打破シ今日該郡地方ヲシテ縣下有數ノ蠶業地タラシムルニ至ル其ノ功勞顯著ナリトス仍テ茲ニ追賞ス。

明治四十二年十月六日

岡山縣知事正五位勳四等 谷 口 留 五 郎

眞庭郡河内村

故 近 藤 正 登

金牌

夙ニ蠶業ノ必要ヲ認知シ明治十年率先シテ桑樹ヲ栽培シ以テ養蠶ノ業ヲ開始シ一般農家ヲシテ其ノ有利ナルコトヲ周知セシメ或ハ桑苗ヲ遠ク上信ノ地ニ取り以テ良苗ヲ作り價ヲ受ケズ之ヲ各人ニ贈與シ孜々トシテ斯業ノ勃興ニ努ムル所アリ然ルニ地方養蠶家タルモノ學理經驗ニ乏シク往々失敗ニ終ルモノ尠カラズ深ク茲ニ慨スル所アリ終ニ郡立養蠶傳習所設置ノ案ヲ起シ之ヲ當局ニ建議シ遂ニ明治二十二年ニ至リ漸ク其目的ヲ達シ教師ヲ聘シ生徒ヲ養成スルニ至ル多年斯業ノ隆盛ニ貢獻シ且ツ開發上ノ功勞洵ニ顯著ナリトス仍テ茲ニ之ヲ追賞ス。

明治四十二年十月六日

岡山縣知事正五位勳四等 谷 口 留 五 郎

英田郡栗廣村

故 豊 福 俊 雄

金牌

蠶絲業ハ國家經濟上實ニ一大有益ノ事業タリ夙ニ茲ニ見ル所アリ明治五年之ガ勃興ノ策ヲ本縣ニ建議スルコト前後數回ニ及ブ本縣其ノ議ヲ納レ各地ニ桑苗ヲ頒布スルニ至ル當時既ニ山野ヲ開墾シ桑樹ヲ栽ヘ或ハ遠ク子弟ヲ上信地方ニ派シ養蠶製絲ノ業ヲ修メシメ蠶室ヲ建テ以テ地方ノ子女ニ飼育ノ法ヲ傳ヘ製糸場ヲ起シ以テ蠶絲ノ業ヲ開始シ其他斯業ノ發展ニ資スル多大ニシテ其功勞洵ニ顯著ナリト

ス仍テ之ヲ追賞ス。

明治四十二年十月六日

岡山縣知事正五位勳四等 谷口留五郎

第五回美作五郡繭品評會

美作五郡聯合繭品評會は明治四十二年十一月六日第五回を眞庭郡勝山町に開催す出品點數六百三十二點蠶種十五點參考品繭五點合計六百五十二點なり。

明治四十三庚戌年 (紀元二五七〇)

青野、芳井の養蠶組合 (産業組合)

明治四十三年一月十二日後月郡青野村大字青野に産業組合法に基く養蠶組合を組織し三宅雄一飛田素一三宅郁三等理事に就任す。(組合員三十八名)

同年一月二十日後月郡芳井村大字芳井に産業組合法に依る養蠶組合を設立し篠原壽太郎多賀稔早川

謙造等理事に就任す。(組合員四十八名)

桑苗下附規程

明治四十三年一月岡山縣令第七號を以て桑苗下附規程を發布し直接桑苗の造成をなし各郡農會を通し營業者に有償にて一本平均二厘を以て市平、多胡早生、仲間木、鶴田、赤木、魯桑、九紋龍、山中高助十文字等を配付し大正二年迄繼續せり。

美作地方の霜害

明治四十三年四月三十日美作各郡及備中阿哲郡地方に霜害あり被害反別約七百餘町歩に及び稚蠶用桑の不足の爲掃立蠶兒の放棄及稚蠶共同飼育組合等の解散實に慘憺たるものあり。

湯郷、玉島に於て全芽育を試む

明治四十三年春蠶期勝田郡湯郷村黒住直太郎、濱田福太郎、妹尾準治郎等全芽育の有利なるを悟り長野縣より教師岩間孫三郎を聘し始めて全芽育を試みたり尙全年淺口郡玉島町角谷某附近養蠶家に全

芽育を指導せり。

註 玉島に於ける全芽育は二三年にして衰退せしも湯郷に於ける全芽育は漸次縣下に普及し大正七年頃には全國有数の全芽育地となれり。

東備製絲株式會社

明治四十三年五月上道村雄神村に東備製絲株式會社を組織し器械製絲百四釜を設備し戸川宗十郎社長となる。

芳井製絲株式會社

明治四十三年五月後月郡芳井村に株式組織に依り芳井製絲場を起し器械製絲百釜を設備し事業を經營せしが大正七年三月二十九日有終製絲株式會社に買收せらる。

福本組 共同揚返場

明治四十三年六月英田郡福本村に甘樂社福本組を設け六十窓の共同揚返場を建設し地方の小工場又は座繰製絲の共同揚返を行ひ製品の統一を圖れり。

甘樂社湯郷組

明治四十三年七月二日勝田郡湯郷村大字湯郷に有限責任信用販賣組合甘樂社湯郷組なるものを設立し萩原友次郎黒住直太郎水島民吉尾島威彦等理事となり四十四窓の共同揚返場を設け地方に製産する生絲の品質改良統一及共同販賣を行ふ。

岡山縣蠶絲會蠶絲品評會褒賞授與式

明治四十三年九月二十四日岡山縣會議事堂に於て第一回岡山縣蠶絲會蠶絲品評會褒賞授與式を行ふ出品點數蠶種五十九點繭一千二百二十點生絲三十點合計一千二百九點にして審査長京都蠶業講習所技師下井盛夫にして頗る盛會なりし。

岡山縣蠶絲會第二回大集會

明治四十三年九月二十四日岡山縣會議事堂に於て岡山縣蠶絲會第二回大集會を開催し京都蠶業講習所技師下井盛夫岡山縣蠶絲會蠶絲品評會に就ての演題の下に講演せられたり參會者多く盛會を極めた

相田嘉三郎藍綬褒章を賜はる

明治四十三年十月後月郡西江原村相田嘉三郎賞勳局より藍綬褒章を下賜さる。

岡山縣後月郡西江原村 相田 嘉三郎

資性温厚夙ニ心ヲ蠶桑業ニ傾ケ桑園ヲ拓テ桑苗ヲ栽培シ各地ヲ視察シ良種ヲ培養シテ之ヲ地方有志ニ頒チ專ラ勸誘ニ努メ又養蠶ヲ定修シ刻苦研鑽清涼温暖兩育法ヲ折衷シテ遂ニ家則養蠶法ヲ案出シ且之ヲ印刷シテ無代ニテ配賦シ傳習生ヲ養成シ且各地ニ之ヲ派シテ講習ヲ爲サシメ或ハ製絲器械ヲ改良シ蠶種ノ製造ニ苦心シ以テ今日ノ隆盛ヲ致ス洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル。

蠶絲品評會優等品天覽を賜る

明治四十三年十一月第十七師團管下に於て特別大演習の舉行せらるるに際し畏くも

明治大帝陛下親しく御統裁あらせられ大本營を岡山市後樂園に置かせ給ふ 允文允武なる

天皇陛下には御統裁の餘暇を以て縣下各種生産物及隣縣生産物に對し天覽の榮を賜はる即ち岡山縣蠶絲品評會優等繭二十七點生絲五點蠶種六點も亦 天覽の榮を賜ふ洵に是れ本會空前の面目にして又本縣蠶絲界無上の光榮なり今天覽を荷へる繭生絲、蠶種、生産者の氏名は左の如し。

繭の部

- | | |
|---------|-------------|
| 苦田郡芳野村 | 坂手 爲夫 |
| 苦田郡上齊原村 | 柳井 孝一郎 |
| 眞庭郡勝山町 | 二司 守二郎 |
| 英田郡大吉村 | 江見 樹太郎 |
| 苦田郡芳野村 | 上山 悦次 |
| 勝田郡湯郷村 | 黒住 直太郎 |
| 眞庭郡河内村 | 本山 貞市 |
| 眞庭郡美和村 | 伴 雛藏 |
| 眞庭郡八束村 | 稚蠶共同飼育組合第一號 |
| 阿耆郡草間村 | 長谷川 孝一 |

苦田郡羽出村
 眞庭郡勝山町
 眞庭郡美甘村
 苦田郡中谷村
 眞庭郡美和村
 苦田郡上齊原村
 邑久郡太伯村
 眞庭郡勝山町
 眞庭郡美和村
 眞庭郡勝山町
 苦田郡林田村
 阿哲郡豊永村
 阿哲郡新見町
 苦田郡中谷村

澤田 暉一
 山根 幾藏
 山本 嘉一郎
 戸田 惣市
 伴 寛二郎
 渡邊 茂美
 奥山 周藏
 淺野 參吉
 兼田 良次郎
 岡田 仲藏
 兒島 房太郎
 和田 伊太郎
 高宮 乙吉
 一與 善四郎

眞庭郡勝山町
 上道郡御休村
 岡山市山崎町
 生絲の部

山根 喜代藏
 太田 喜久治
 岡山縣蠶業株式會社

苦田郡津山町
 小田郡笠岡町
 眞庭郡久世町
 苦田郡津山町
 後月郡井原町
 蠶種の部 (春蠶種)

浮田 佐平
 山陽製絲株式會社
 久世製絲合資會社
 津山製絲合資會社
 中備製絲株式會社

苦田郡林田村
 岡山市山崎町
 後月郡芳井村
 眞庭郡勝山町

兒島 房太郎
 岡山縣蠶業株式會社
 花川 利平太
 柴田 鎗馬治郎

後月郡西江原村
後月郡芳井村

相田嘉三郎
篠原壽太郎

二三二

實業功勞者御召

明治四十三年十一月十五日午後二時大演習御統裁の爲岡山市後樂園内大本營に御駐叢中の明治大帝には左記實業功勞者御召の御沙汰ありたり。
(蠶絲業に關係あるものゝみを記す)

岡山縣苦田郡西苦田村

養蠶製絲功勞者 畑 信 好

岡山縣後月郡井原町

機業功勞者 千 村 作 五 郎

岡山縣後月郡西江原村

養蠶製絲功勞者 相 田 嘉 三 郎

明治四十四辛亥年 (紀元二五七二)

寺山上熊谷の養蠶組合 (産業組合)

明治四十四年三月一日上道郡御休村大字寺山に産業組合法による養蠶組合を組織し八木保一等理事となり組合を經營す。(組合員四十三名)

同年三月十八日阿哲郡熊谷村大字上熊谷にも産業組合法による養蠶組合を組織し原義雄戸田頼吉等理事に就任して事業を經營す。(組合員三十五名)

實業功勞者表彰

明治四十四年五月二十六日岡山縣に於ては縣下の實業功勞者二十三名を選抜其の表彰式を舉行し表彰狀に添へ銀盃一個を授與せらるる蠶業に關する者左の如し。

眞庭郡勝山町 柴 田 鎗 馬 治 郎

明治ノ初年ニ於テ既ニ蠶絲業ノ有利ヲ認メ範ヲ郷閭ニ示サント欲シ終ニ文錦社ヲ起シ以テ製絲業ヲ創メ生徒ヲ養成スルコト百餘名ニ達シ専ラ心力ヲ斯業ニ傾注シ地方ヲ勸奨シテ今日ノ盛ヲ見ルニ至ル

二三三

多年拮据精勵其功勞尠シトセズ仍テ茲ニ之ヲ賞ス。

二三四

苦田郡津山町 逸 見 寅 雄

夙ニ蠶業ニ志シ率先農商務省蠶業試驗場ニ入學シ卒業ノ後私立津山養蠶傳習所ヲ設置シ傳習生ヲ出スコト三百餘名ニ達セリ常ニ身ヲ蠶業上諸種ノ研究ニ委シ多年一日ノ如ク誘掖指導怠ラズ其功勞洵ニ著明ナリトス仍テ茲ニ之ヲ賞ス。

苦田郡上加茂村 内 田 龍 平

明治十八年以來造林ニ從事シ地方ニ模範ヲ示シ苗木ヲ寄贈シテ學校林青年團林ヲ造成シ又椎茸人工培養藥用黃連ノ栽培ヲ指導獎勵シ其他蠶業畜産淡水養殖ニ多額ノ私費ヲ投ジ之ニ着手シ其ノ效果實ニ見ルベキモノ多シ多年一日ノ如ク公益ヲ計リ其功績顯著ナリトス仍テ茲ニ之ヲ賞ス。

勝田郡高取村 大 岡 熊 次 郎

多年力ヲ殖産ニ致シ私立蠶業傳習所ヲ設置シテ生徒ヲ養成シ或ハ自己ノ所有地ヲ提供シテ共同苗代ノ設置ヲ獎勵シ産業組合ヲ設立シ農會ノ活動ヲ圖ル等農村ノ改良ヲ以テ任シ孜々トシテ倦ムナク其功績實ニ尠カラズ仍テ茲ニ之ヲ賞ス。

甘樂社上市組及阿哲組

明治四十四年九月二日阿哲郡上市村大字井村に有限責任信用販賣組合甘樂社上市組を組織し櫻井泰太郎宮永彌一郎石垣直人等理事に當選す明治四十五年七月に至り二十窓の揚返場を設備し事業を經營す。(組合員四十三名)

同年十二月一日阿哲郡新見町大字新見に有限責任信用販賣組合甘樂社阿哲組を組織し田原藤一郎田村要治郎宮武榮次郎等理事に就任す。(組合員三十九名)
後大正二年二月に至り二十窓の揚返場を設けて製品の統一を期し事業の經營をなす。

大日本蠶絲會岡山支會設立經過

明治四十四年十月十三日岡山縣蠶絲會及大日本蠶絲會地方委員部を合併し新に大日本蠶絲會岡山支會の設立を決議せり其の經過左の如し。

岡山縣蠶絲會は明治四十四年十月十三日臨時總會を開き左記議案に付き協議したるに原案を可決したり。

- 一、現在岡山縣蠶絲會員は明治四十五年より會費五ヶ年賦の約を以て大日本蠶絲會に合同するごと。
- 二、四十四年度會計決算の上剩餘金ありたる時は大日本蠶絲會岡山支會へ寄附する事尙其他財産は同支會に寄附すること。

議決

- 一、本會に盡力せられし者に對し會計の許す範圍に於て相當の謝意を表すること。
 - 二、四十四年度會費未納の整理に付き地方委員の盡力を仰き可及的整理を遂くること。
- 右決議の結果を岡山地方委員部に交渉したるに直ちに承認の回答を得たるに依り茲に岡山縣蠶絲會は大日本蠶絲會と合同せり。

大日本蠶絲會岡山支會發會式

明治四十四年十月二十八日大日本蠶絲會岡山支會發會式を岡山市後樂園に於て舉行す當日は大日本蠶絲會松平會頭隨行小池市松明石農商務技師是枝生絲検査所技手水野京都蠶業講習所技手等にして發

會式に引續き大講演會あり聽集多數にて頗る盛會なりし。

大月製絲場

明治四十四年十月眞庭郡木山村鹿田に大月平三郎器械製絲四十八釜を設備し事業を始む。

蠶絲業法施行手續の公布

法律第四十七號蠶絲業法及農商務省令第三十三號蠶絲業法施行規則の發布に伴ひ明治四十四年十二月縣令第七十六號を以て蠶絲業法施行手續公布せられ全施行手續施行の日より蠶病豫防法施行手續は之を廢止せらる。(條文自第一條至第四十二條)

明治四十五年 壬子年 (紀元二五七二)
大正元

太伯村養蠶組合 (産業組合)

明治四十五年二月邑久郡太伯村神崎に養蠶者二十六名共同して有限責任神崎購買販賣生産組合を組

織し蠶種の改良統一を圖り又生産繭の共同販賣産業品の購買事業を經營し尙進んで蠶具並に桑園の改良増殖に努む、本組合は極めて根庭あり團結鞏固にて共同的に蠶室の構造飼育法、上簇後の取扱等を徹底的に行へり理事は岡崎庸太郎、岡崎祐治、岡崎政衛門、奥山泰治、岡崎宅治等なり。

青野、芳井養蠶組合の表彰

明治四十五年三月後月郡青野村蠶業購買生産販賣組合及同郡芳井村蠶業購買生産販賣組合大日本蠶絲會より表彰せらる。

岡山縣種繭審査會規程

明治四十五年四月岡山縣告示第百五十八號を以て岡山縣種繭審査會規程を發布し同年五月二十三日岡山縣告示第百六十號を以て種繭審査規則を發布し之に準據し明治四十五年より大正六年迄之を繼續す。

註 本規程は明治四十四年三月二十八日法律第四十七號蠶絲業法第二十三條により明治四十四年十一月二十一日勅令第二百七十六號を以て種繭審査規則を發布せられたるに依り岡山縣種繭審査會規程及種繭審査規則を發布せられたるものなり。

岡山縣種繭審査會規程 (條文自第一條至第七條)

明治四十五年四月二日岡山縣告示第百五十八號

大正四年六月十一日岡山縣告示第百七十五號改正

大正五年一月九日岡山縣告示第七號改正

種繭審査規則 (條文自第一條至第七條)

明治四十五年五月二十三日岡山縣告示第百六十號

大正四年六月十一日岡山縣告示第百七十六號改正

種繭審査の開催場所左の如し

開催月日

場所

第一回 大正元年八月一日より五日間

苦田郡二宮村縣立農事講習所

第二回 大正二年十月十三日より六日間

岡山市後樂園内

第三回 大正三年十月一日より五日間

苦田郡二宮村縣立農事講習所

第四回 大正四年十月十八日より四日間

全 所縣立原蠶種製造所

第五回 大正五年十一月二十七日より三日間

全 所縣立原蠶種製造所

第六回 大正六年十月八日より三日間

全

二四〇
所縣立原蠶種製造所

生絲共同揚返設置獎勵金下付規程

明治四十五年五月二十三日岡山縣令第三十二號を以て生絲共同揚返設置獎勵金下付規程を發布し生絲共同揚返場の設置を獎勵す。(條文自第一條至第九條)

註 獎勵金の交付を受ける資格、生絲製造業者七名以上合同し産業組合法により組合を組織し二十窓以上の共同揚返場を設置し生絲五十貫以上の共同揚返及共同販賣をなすとき。

有限責任作州生産組合

明治四十五年五月十八日勝田郡湯郷村大字湯郷に繭の乾燥貯藏製絲を目的として養蠶家六十四名共同、有限責任作州生産組合を組織し區域は勝田郡(豊國、湯郷、公文、南和氣、北和氣)英田郡(巨勢、倉敷、檜原)及埼玉縣兒玉郡北泉村とし理事に角南三代治、黒住依藏、萩原友治郎、尾高威彦、黒住淺一等就任し事業を經營す。

玉絲製絲及節絹工場

明治四十五年六月苫田郡津山町合名會社浮田製絲場に於ては六十釜の玉絲製絲場を設備し繰絲を始

む、更に絹織工場を設け此の玉絲を原料として節絹を織る。

甘樂社勝英組及甘樂社矢掛組

明治四十五年七月一日英田郡檜原村大字檜原中に養蠶家十四名にて甘樂社勝英組を組織し西川包壽古川縫太郎、小林津太郎理事となり事業を營む又本組合は五月に共同揚返場二十窓を設備す。

同年七月二十九日小田郡中川村大字江良に甘樂社矢掛組を組織し理事に小川護一、高月毅一郎、守屋松之助等就任す又共同揚返場二十窓を設備す。

岡山支會第一回品評會

大正元年十月十五日大日本蠶絲會岡山支會に於ては第一回品評會褒賞授與式を岡山市後樂園に舉ぐ出品点数は繭一千四百六十点蠶種六十三点生絲三十一一点玉絲七点真綿六点桑苗一点總計一千五百七十三点にして審査の結果優良なるもの繭三百四十四点蠶種二十九点生絲十三点玉絲四点点真綿二点桑苗一点計三百九十三点に對し授賞せり審査長は農商務省京都蠶業講習所技師鈴木五右衛門にして審査員は永野莊吉、荒井馬次、間瀬滋郎、中井五二、小川護一、柴田鎗馬次郎、片山喜一の七人なり。

讚甘村養蠶組合（産業組合）

二四二

大正元年十月二十三日英田郡讚甘村大字宮本に産業組合法に依る養蠶組合を組織し福原島吉、豊福慶治郎等理事に就任し事業を經營す。

大正二癸丑年（紀元二五七三）

第一回高等蠶業講習會

大正二年二月十日より一週間大日本蠶絲會岡山支會は蠶絲業の智識普及の目的を以て支會細則第六條第三號に依り第一回高等蠶業講習會を苦田郡津山町出雲大社教美作分院内に開催す講師は特に東京蠶業講習所技師農學士林驛作にして各郡よりの受講者多く連日百八十名の皆出席の好成績にて本縣斯界に裨益したる事尠からず。

西苦田、讚甘、中津井養蠶組合の表彰

大正二年三月大日本蠶絲會より苦田郡西苦田村英田郡讚甘村上房郡中津井村養蠶組合何れも事績優

良なるの故を以て表彰せらる。

甘樂社江見組及上房組

大正二年三月十八日英田郡江見村大字吉田に甘樂社江見組を組織し阿部憲、樽井良太郎、遠藤幸之助等理事となり製絲をなす又同年三月同組合に共同揚返場三十窓を設備す、同年五月七日上房郡有漢村に有限責任信用販賣組合甘樂社上房組合なるものを組織し南條益太郎、戸田十治郎、片山善一郎、佐藤辰藏等理事となり養蠶家百四十二名共同揚返場を設け組合員の生産する座繰足踏製絲の生絲の共同揚返及販賣をなせり。

註 組合員中には共同して三十釜の足踏器械を經營するものあり。

蠶絲會岡山支會報

大正二年四月大日本蠶絲會岡山支會第一號を發刊し同年十二月第二號を發刊す。

秋蠶稚蠶共同飼育の獎勵

大正二年縣に於て春蠶稚蠶共同飼育の効果頗る顯著なるものあるを認め秋蠶に對して之が獎勵を試

み作洲西備七郡に亘り七ヶ所を選定許可したるに其の成績佳良なりき。

二四四

桑樹の害蟲驅除に關する縣令

大正二年岡山縣令第五十七號を以て害蟲驅除豫防法施行規則中に葉捲虫、介殼虫、蛄蝻等を加へ縣告示第四百二十九號を以て之が驅除豫防法を公示せらる。

高梁川改修の爲め沿岸の桑園收用せらる

大正二年都窪、淺口、吉備の三郡に亘り高梁川沿岸の桑園は改修工事に伴ひ河川敷地に多く收用せられたる爲め此の地方の養蠶は著しく減少せり。

後山雪圍

大正二年十二月英田郡事業として全郡東粟倉村大字後山に天然風穴を利用し深さ二十尺長さ五間幅三間を掘込み地上に高さ一丈巾二間長さ二間の平屋を築造し地下室の周圍は石を以て造り階上階下となし周圍及上部に氷雪を詰込み階下は貯藏室に階上を究理室に充つ貯藏能力は一万枚なり。

大正三甲寅年 (紀元二五七四)

岡山支會第二回品評會

大正三年十月二十六日より四日間苫田郡津山町鶴山館に第二回品評會を開設し同月二十八日褒賞授與式を縣立津山高等女學校講堂にて行ふ當日は笠井知事、吉池大日本蠶絲會理事等臨席す、本會の出品は繭一千六百九十二点、蠶種四十七点、生絲二十二点桑苗七点其他參考品を併せ、合計一千七百七十二点にして授賞の榮を負へるもの繭五百二十八点、蠶種十七点、生絲八点、桑苗二点にして審査長は農商務省技師鹽谷清多郎、審査員は荒井馬次、石野章三、坪田勇吉、中井五二、中里純、畑信好、小川護一、森山四方一、逸見寅雄、大橋峰子等なりし。

蠶絲業協議會

大正三年二月二十三日の兩日縣は從來の直接補助獎勵を改め本年度より郡市農會の施設事業に對し補助獎勵に變更せんが爲め縣下各郡勸業主任書記及關係技術員を岡山縣會議事堂に召集し當日は内務部長、道岡秀彦理事官、南爲吾其他縣官縣農事講習所長及技手並に勝間田農林學校、縣立農學校兩備

美作蠶絲同業組技師等出席し岡山縣蠶絲業獎勵の大綱を協議し獎勵基礎を定む、當日の協議事項としては左の如し。

一、桑園に關する件

- (イ) 桑園改良増殖方針
 - (ロ) 早中晩植付の歩合
 - (ハ) 栽植桑樹の種類
 - (ニ) 植付本數
 - (ホ) 苗木の造成
 - (ヘ) 模範桑園
 - (ト) 桑園品評會
 - (チ) 共同桑園
- 二、飼育法に關する件
- (イ) 飼育法改良方針
 - (ロ) 養蠶組合

(ハ) 稚蠶共同飼育

(ニ) 蠶種の共同購入

(ホ) 蠶種共同貯藏及催青

三、製絲に關する件

(イ) 製絲業改良方針

(ロ) 生絲共同揚返場

(ハ) 乾繭器

四、蠶絲業に關する産業組合の件

以上の桑園、飼育、製絲、蠶絲業に關する産業組合の件等は四六版八十二頁に亘る冊子として之を一般に頒布し指導獎勵の徹底を期せり。

第二回高等蠶業講習會

大正三年二月八日より十四日迄一週間岡山支會主催の第二回高等講習會を真庭郡勝山町勝山實科高等女學校内に開催す、講師は斯界の權威者京都蠶業講習所技師荒木武雄にして科目は養蠶論、蠶種論

栽桑論等にして講習生は百三十一名なり、殊に本講習に依りて秋蠶生種の究理及冷蔵等に齎したる効果は頗る多く之れより秋蠶種製造に一新紀元を劃せり。

岡山支會報、蠶絲の光を月刊とす

大正三年二月開會の岡山支會第二回總會の決議により岡山支會報を廢刊し大日本蠶絲會に於て毎月發行する蠶絲の光に合併することとし大正三年八月發行の蠶絲の光より毎號岡山支會報を掲載する事となし大正四年七月號より岡山支會報を岡山版と改稱し今日に至る。

蠶絲業關係獎勵金下附規程の改廢

大正三年四月十六日岡山縣令第二十七號を以て蠶業獎勵金下附規程を發布せり。(條文自第一條至第八條)

註 本規程は郡市又は郡市農會の施設する事業に對し獎勵金を下附するものにして獎勵金は事業の種類目的及其の成績を調査し事業費の二分の一以内を下付する事とし縣直接獎勵金を交付する事を廢止したるものなり。

明治三十八年一月岡山縣令第二號

稚蠶共同飼育獎勵金下付規程廢止

明治三十九年一月岡山縣令第一號

繭殺蛹獎勵金下付規程廢止

明治四十三年一月岡山縣令第七號

桑苗下付規程の廢止

明治四十五年五月岡山縣令第三十二號

生絲共同揚返場設置獎勵金下付規程廢止

苫田郡農會蠶種冷蔵氷庫

大正三年苫田郡農會の決議により蠶種冷蔵庫を設置せり經費は苫田郡農會費及苫田、久米郡内の蠶種製造者よりの寄附金一千三百餘圓を以て津山町大字山下七十七番地(鶴山公園裏籾跡男子尋常高等小學校運動場の東北隅)に冷蔵庫を設置し冷蔵室の内部は板張にて外部は亞鉛張とし冷蔵室と外部との間に適當の空間を存じて外氣の變動を避け出入口には四重の扉を設け氷を用ひて室内を冷却するの装置となし室内容積二百五十二立方尺にて三萬枚の蠶種を貯藏するを得冷蔵溫度は華氏三十二度乃至四十度、溫度は八十%乃至九十八%にて苫田郡農會の直營とし郡内當業者の蠶種は實費にて貯藏し郡外よりの委託者には料金を徴收せり、大正九年津山町南新座に製氷會社の設置せらるゝに至り蠶種

の冷蔵を開始したるにより遂に之を廢止せり。

二五〇

有漢村養蠶組合の表彰

大正三年四月大日本蠶絲會の表彰規程により上房郡有漢村養蠶組合表彰せらる。

生絲の共同販賣

大正三年新絲より津山製絲合資會社は久米製絲合資會社と共同し中備製絲株式會社は東備製絲株式會社と同一商標の下に共同販賣をなせり。

絲價暴落に伴ふ産繭處理對策

大正三年七月二十七日歐洲大陸に大戰亂勃發し爲めに絲價の暴落を來し信洲上一番格二十圓安の九百七十圓となり八月一日には八百圓台となり八月五日には七百八十圓に下落せり爲に縣下の春蠶繭販賣頗る困難の状態に鑑み主要養蠶地に於ては協議會を開催し之が對策を講せり。

甘樂社久賀組及倉敷豊田組

大正三年三月三日勝田郡勝田村大字久賀に甘樂社久賀組を組織し理事に長畑彦太郎、梶並庄太郎、福島近平、森熊一等當選し組合員生産せる生絲共同揚返を行へり同年五月四日英田郡倉敷町に甘樂社倉敷豊田組なるものを組織し花房完三郎、角南三代治、安藤茂、黒田農、西林友太郎等理事に當選せるも遂に事業に着手するに至らずして中止せり。

春蠶掛合清六と秋蠶掛合青熟

大正三年本年度より眞庭蠶種改良會員は卵形又昔と清國六號の一代雜種を製造し之が販賣をなす又同年岡山縣蠶業株式會社に於ては青熟及中巢の雜種を製造す之縣下に於ける交配種製造の嚆矢とす。

註 大正三年に製造したる卵形又昔清國六號の交雜は製造蛾數七千三百十二蛾にして青熟中巢の交雜は一萬四千二百六十九蛾なり然して各郡に卒先して眞庭郡に於て春蠶一代雜種を製造せるは明治四十一年以來郡技手に岡本馬義を任用して新業の改善に當らしめたる爲め明治四十三年に開催したる關西府縣聯合共進會及岡山縣蠶絲會品評會等に於ても同郡は他郡に卓越せるに見ても同人の功勞は頗る顯著なるものあり。

金桑組製絲場

大正三年七月眞庭郡落合町元堀幾太郎の經營せる製絲場を全町桑田徹雄、金田龜太郎等讓受け金桑

組を設け桑田徹雄代表者となり事業を經營す是れ大月製絲落合工場の前身たり。

縣下甘樂社組協議會

大正三年八月十七日荒井岡山縣蠶業取締所長及小川護一發起の下に縣下甘樂社組代表者の協議會を岡山縣蠶業取締所に開催し各組合委託製絲の條件を報告し次回を勝田郡湯郷村に開催し縣下甘樂社組規約の協定其他を協議す當日出席者左の如し。

- | | |
|--------|-------|
| 江見組 | 北村忠兵衛 |
| 福本組 | 角南鹿太郎 |
| 上房組 | 吉田信太郎 |
| 矢掛組 | 小川護一 |
| 蠶業取締所長 | 荒井馬次 |
| 農業技手 | 石野章三 |

大正四乙卯年 (紀元二五七五)

第二回高等蠶業講習會

大正四年二月二十日より二十四日迄五日間英田郡倉敷町英田郡役所樓上に於て第三回高等蠶業講習會を開催す、講習科目は養蠶論、栽桑論、蠶種論にして講師は京都高等蠶業學校教授田邊傳太郎、蠶業要話岡山縣農事講習所長坪田勇吉、蠶業經營論岡山縣蠶業取締所長荒井馬次の諸氏にして講習生は二百二名なりし。

檜原、瀉瀨養蠶組合の表彰

大正四年四月英田郡檜原村赤磐郡瀉瀨村養蠶組合は何れも優良組合として大日本蠶絲會より表彰せられたり。

英田郡檜原村稚蠶共同飼育組合

赤磐郡瀉瀨村有限責任大内購買生産販賣組合

岡山縣蠶絲同業組合

二五四

大正四年五月三十日津山町鶴山館に於て岡山縣蠶絲同業組合創立總會を開催し左の事項を評議決定せり。

- 一、定款の議定
- 二、創立費及大正四年度本組合歳入出豫算の評決
- 三、役員の選舉

組長	小橋 藻三衛	副組長	畑 信好
評議員	小島 銀治	池田 照一郎	篠原 壽太郎
	黒田 勘治	浮田 佐平	
代議員	二十二名		

註 岡山縣蠶絲同業組合を組織するに至りたるは時運の發展に伴ひ全縣下を區域とせる同業組合の必要を唱ふるものあり賛成者多數なるを以て茲に兩備美作蠶絲同業組合役員等と協議し兩組合を解散し新組合を組織せるものにして組合に加盟せるもの蠶種製造者七十名仲買業者八百三十六名製絲業者百三十九名繭乾燥業者六十三名合計一千八百八名なり然して發起人より六月三十日付農商務大臣に組合設立認可申請をなし八月三十日付農商務指令農第七三五四號を以て認可ありたるを以て直ちに津山町大字京町六十四番地に事務所を置き支部を岡山市大字山崎町二十九番地に置き事業をなす。

本組合は大正十年四月十八日解散迄年々事業を繼續施行せり。

時局に對する臨時蠶業協議會

大正四年六月四日岡山縣會議事堂に縣下各郡勸業主任郡書記及蠶業技術員を召集し道岡内務部長、川口理事官並に縣關係技術官出席し昨年勃發したる世界戰亂に依り絲價の暴落に依る繭販賣方法の對策に付き協議會を開催す。

協 定 事 項

一、繭販賣方法の件

第一法、某製絲家の申出に依り左記の方法にて各郡當業者の成繭販賣を實行すること。

普 通 取 引

(イ)、受渡しの際掛目を協定し生繭十貫匁に對し三十圓を賣渡人に買受人より支拂ひ殘金は來る七月一日より十月三十日迄の期間に於て賣渡人の希望に依り生絲の時價にて精算の結果殘金及其の利益金の四分を賣渡人に支拂ふこと。

(ロ)、右方法により賣渡の際生繭十貫匁に付き二十五圓内外賣渡金を爲したるものは利益金の五分

二五五

を殘金と共に支拂ふこと。

二五六

但し(イ)共に賣渡當時協定したる掛目以下に生絲時價下落したるときは協定相場に依ること
二、正量取引

此の場合も賣渡人の希望に依り前二項の方法に依ること。

三、時價取引

生繭賣渡の際單に生繭十貫匁に付き三十圓を支拂ひ七月一日以後に於て何時にても賣渡人の希望に應じ其の地方(津山市場)に於ける普通相場を標準として精算し殘金を支拂ふこと。

第二法、右の方法を各郡内の製絲家に可成勸誘實行せしむること。

第三法、委託製絲は縣當局に於て十分調査したる上勸誘すること。

蠶業取締所津山支所新築

岡山縣蠶業取締所津山支所新築工事に着手せしが八月下旬を以て竣了す然して津山支所には專賣特許猪尾式母蛾調整機を設備し検査の完全を期する事となれり新築落成式は岡山縣蠶絲同業組合主催の下に落成祝賀會を十月三十日同支所内に擧げたり。

畑信好大日本農會より表彰せらる

大正四年八月廿四日西吉田村畑信好大日本農會より綠白綬有功章を受く即ち左の如し。

有功章贈與證狀

綠白綬有功章通常會員 畑 信 好

夙ニ心ヲ殖産ニ傾ケ殊ニカヲ蠶絲業ノ發達ニ致シ同志ト俱ニ蠶業會社ヲ組織シテ蠶種ノ製造ヲ創メ傍ラ教師ヲ聘シ養蠶ヲ傳習シ勸奨誘掖ニ努メテ養蠶業ノ勃興ヲ致シ既ニシテ會社ノ解散スルニ及ビ單獨之ヲ繼承シテ經營ニ任シ地方蠶繭ノ産額漸ク増加スルヲ見ルヤ製絲事業ノ必要ヲ唱導シ同志ト相謀リ津山製絲會社ヲ起シ銳意社業ノ恢弘ヲ圖リテ地方ニ資益シ且美作蠶絲同業組合副組合長ニ擧ゲラレテ諸般ノ施設ヲ諮リ地方蠶業ノ今日ノ隆盛ヲ見ルモノ其啓迪獎導ノ力與リテ多シ功勞尠カラズトス仍テ茲ニ大日本農會ノ有功章ヲ贈與シ以テ其名譽ヲ表彰ス

大正四年八月二十二日

大日本農會總裁大勳位功二級 貞 愛 親 王

岡山支會第二回品評會

大正四年十月二十九日より三日間、吉田郡二宮村岡山縣立原蠶種製造所に繭品評會を開催し十月三十日褒賞授與式を二宮村金光教會内に舉行す當日は知事代理川口理事官大日本蠶絲會吉池理事臨席す出品点数は繭一千二百九点、蠶種五十点、生繭十八点、玉絲一点、真綿一点、桑苗五十点、蠶具一点、蠶蛹油一点合計一千三百三十一点にして審査長は京都高等蠶業學校教授鈴木五右衛門、審査員には荒井馬次、石野章三、坪田勇吉、中井五二、中里純、畑信好、森山四方一、逸見寅雄、岸本重郎、浮田佐平、大橋峯子の十一人なりとす。

註 第二回品評會即ち大正三年の繭は又普及其の系統のもの大多數を占む然るに大正四年第三回品評會に至りては春蠶平均繭長在來種五百五十回外國系六百五十回にして在來種と外國系との出品割合を窺ひ得ざるも縣下に於て飼育せられたるものにして品種は卵形又昔×清國六號、三龍又、黃石丸等多數を占めたるもの、如し。

御即位紀念献上繭

大正四年十月 大正天皇御即位の御大典を御舉行あらせらるゝに付き大日本蠶絲會員は赤誠を捧げ奉らんとし全國特志會員中より一人に付き繭三十粒宛を集め之を繰絲し其の生絲にて羽二重を織製し

之を獻納し奉祝の微衷を表することに決定せるに依り岡山支會は寄附者四百十五名分を取纏め之れを大日本蠶絲會に送付せり。

蠶絲同業組合主催蠶業協議會

大正四年十二月十八日十九日の兩日第一回蠶業協議會を蠶業取締所津山支所内に開催す當日重なる出席者は縣廳及原蠶種製造所職員各郡蠶業技術員製絲業者小島銀治、堀東次、荻原友次郎、大月小三郎外十四名蠶種製造者逸見寅雄、相田嘉三郎、森山四方一、池田照一郎外四十餘名仲買業者松原駒太郎、岸本卯一外十餘名同業組合側畑副組長、岸本理事、鈴木書記等なり。

甘樂社組出荷高

大正四年岡山縣に於ける甘樂社所屬組合は湯郷組外八組合にして同年度内に於ける出荷高は左の如し。

湯郷組	七七五貫	福本組	五七二貫
久賀組	二三五貫	矢掛組	一一一貫

上房組	九七貫	江見組	二六〇
阿哲組	一二貫	上市組	八一貫
勝英組	一	計	一〇貫
			一八九三貫

大正五丙辰年 (紀元二五七六)

蠶業試験場支場事務取扱區域改正

大正五年一月十九日農商務告示第五號を以て從來岡山縣は熊本支場區域なりしを今回綾部支場區域に改正せられ非常に便利となりたり。

第四回高等蠶業講習會

大正五年二月七日より五日間上房郡高梁町高梁尋常高等小學校講堂に於て第四回高等蠶業講習會を開催す、講師は東京高等蠶絲學校講師横田長太郎科目は夏秋蠶飼育法にして横田講師が夏秋蠶に對して造詣特に深きと養蠶熱の向上に伴ひ講習生三百三十八名に達し廣島縣下よりも講習生ありたり。

矢神、一宮、川面養蠶組合表彰

大正五年三月大日本蠶絲會總會に於て縣内左記組合を表彰したり

- 阿哲郡 矢神村養蠶組合
- 苦田郡 一宮村稚蠶共同飼育組合
- 小田郡 川面村稚蠶共同飼育組合

郡是製絲會社津山工場設置の經過

大正五年四月二十一日之より先き京都府郡是製絲株式會社が岡山縣に工場設置の内意ありとの事にて土居通博、畑信好發起の下に苦田郡津山町岡山縣蠶絲同業組合事務所有志の會同を求め協議會を開催す、當日は縣より荒井技師、石野技手郡是側よりは片山支配人、奥村顧問蠶絲同業組合役員有志者十數名出席し協議をなし郡是製絲會社代表者と左記の假契約をなせり。

- 一、現在の郡是製絲會社(資本金六十萬圓内三十五萬圓拂込)を第一郡是株式會社と稱すること。
- 二、別に資本金百四十萬圓を以て第二郡是製絲株式會社を新設し成立の上は之を第一會社に合併し資本金二百萬圓の大會社とすること。

- 三、新設會社の資本に對し本縣下に於て五千五百株即ち二十七萬五千圓を引受け他は全部現郡是株主に配當すること。
 - 四、當分の内四分の一(十二圓五十錢)拂込みにて營業を繼續すること。
 - 五、岡山縣内には第一着手として津山町に五百釜の工場を設け縣下樞要の地に於て相當釜數の工場を設くる事但し本年は津山製絲合資會社工場にて繰業すること。
- 其の後所定の計畫を協定し縣郡の援助を得て株式募集に着手し六月三十日迄に第一回拂込を了し、第二郡是株式會社を創立せり後郡是製絲株式會社に合併し津山工場となる。

蠶種販賣組合設立

大正五年六月二十三日岡山縣蠶絲同業組合事務所内に本縣優良蠶種普及速進を圖る爲め蠶種販賣組合設立の協議會を開催す、出席者逸見寅雄、森山四方一、山下準一郎、内田龍平、妹尾準一郎、山下浪治郎、岸本卯一、岸本重郎、植木久平、同業組合理事有友八郎、監督としては荒井縣技師、森田産業組合監督臨席し發起會創立總會を開き定款を議定し役員選舉を行ひ全く成立を遂げたり。

名 稱 有限責任岡山縣蠶種販賣組合

定 款 (條文第一條至第二十八條)

組 長 逸 見 寅 雄
副組長 池田照一郎

註 本組合は郡是製絲會社の創立を動機として設立せられたるものにして當時同會社の希望せる品種は次の如し。

白繭 清國二十號、赤熟一代雜種

黃繭 伊國〇號、S號一代雜種

同 セクザード

同 ポリジャロ 金黃一代雜種

同 パール

黃白の歩合は半々とす

秋 蠶 黒 種

白繭支那又青熟の一代雜種

同 特大二十號 大白龍一代雜種

同 D 號

美作地方雹害

二六四

大正五年五月三十日午後十時頃より美作地方には雷鳴と共に驟雨ありしが苦田郡上加茂、加茂、高野村及勝田郡瀧尾、新野、廣戸、北吉野、豊田、豊並等那岐山麓一帯に鶏卵大の降雹あり農作物に被害多く殊に桑葉は悉く寸断せられ其用をなざるに至れり。

繭の正量取引成績

大正五年春蠶繭より郡是製絲株式會社津山分工場に於て繭の正量取引を開始す之れ岡山縣下に於ける正量取引の嚙矢とす春蠶正量取引の總貫數は一万九千五百四十三貫等級は特等より等外丙迄十五階級に分たれ其の價格は最高一石八十二圓九十錢最低五十五圓九十三錢絲量は日支一代雜種の十匁七分三厘を最多とし支那又九匁二分六厘を最少とす。製絲時間は生絲十匁繰絲に六十八分二秒を要せり。

桑の病蟲害發生

大正五年桑樹萎縮病並に桑の芯止玉蠅縣下各地に亘り大發生をなし秋蠶期に際し當業者は稚蠶用桑を得るに非常の困難を感じたり。

第五回高等蠶業講習會

大正五年九月六日より三日間苦田郡津山町鶴山館に於て第五回高等蠶業講習會を開催す、講師は京都高等蠶業學校教授荒木武雄科目は蠶の交雜種に關する蠶種製造及飼育法にして講習生は二百八十四名なり本講習は一代雜種の飼育漸く盛んならんとするの時機なるに依り講習會を開設して一般に徹底せしめんが爲開催せるものなり。

岡山支會第四回品評會

大正五年十月十四日より三日間上房郡高梁町高梁尋常高等小學校に於て開設し十六日褒賞授與式を行ふ當日は笠井知事各郡郡長、國立蠶業試驗場綾部支場長、高鳥容孝、大日本蠶絲會副會頭牧野忠篤技師加藤知正等なり。

出品點數は蠶種三十五點繭一千六百九十三點生絲十九點玉絲一點、真綿二點蠶具二十點桑苗四十三點合計一千八百十三點にして審査長は京都高等蠶業學校秦專章審査員は荒井馬次、石野章三、坪田勇吉、中里純、小島銀治、有友八郎、岸本重郎、森山四方一、小川護一、片山喜市、逸見寅雄、内田龍平、加藤磯次郎等なり。

褒賞授與式後引續き紀念講演に移り左記諸氏より講演ありたり。

蠶絲業の經營方法に就て

大日本蠶絲會技師 加

藤 知 正

桑樹の栽培に就て

京都高等蠶業學校教授 奏

專 章

一代雜種に就て

蠶業試驗場綾部支場長 高

鳥 容 孝

岡山縣種繭審査會存續に付上申

岡山縣種繭審査會は其五回を大正五年十一月二十七日より三日間苫田郡二宮村縣立原蠶種製造所内に開會し種繭審査會存續に關し知事に上申書を提出せり。

福 本 製 絲 場

大正五年十一月英田郡福本村遠藤桃作外四名の共同にて資本金六千圓六十釜の製絲を經營せしが大正九年十二月東備製絲株式會社へ賣却せり。

郡に蠶業技術員の設置

大正五年に至りては美作五郡旭東四郡備北三郡並に小田後月の十四郡に蠶業技術員を設置し蠶業を

獎勵せり之大正三年蠶業獎勵金下附規程を發布せられ郡若くは郡農會に特設する蠶業技術員に對しても獎勵金を下附せられたるが爲めなり之れに依り本縣の蠶絲業は順次穩健の發達を遂ぐるに至れり。

大正六丁巳年 (紀元二五七七)

蠶絲業者へ諭告

岡山縣諭告第一號

本縣の蠶絲業は軌近長足の進歩を觀特に一昨年以來絲價の好調は斯業の増加を促進し益振作發展の勢あり、本期植栽せられんとする桑苗は一千六十五萬餘本に達す蓋し其數量の俄に増加したる所以のものは昨年の養蠶成績佳なりしに基けるものなるべし其勢や大に可なりと雖も徒らに利益にのみ眩惑せられ之が經營の方法を顧みざれば却て斯業の根底に動搖を來す恐あり故に事業に當るものは此際蠶種の選擇、桑樹の肥培勞力、蠶室、蠶具の配置に其均衡を得せしめ收繭の確實を期し一面產繭消化の途を講じ養蠶、蠶種製造、生絲製造の三業者は互に相提携して其聯絡を圖り以て本縣蠶絲業永遠の基礎を確立せんことを要す。

大正六年一月八日

二六八

岡山縣知事 笠 井 信 一

第六回高等蠶業講習會

大正六年二月十五日より五日間邑久郡行幸村尋常高等小學校に於て第六回高等講習會を開催せり講師には東京高等蠶絲學校教授土屋泰、科目は本邦應用養蠶學なり、尙十六日午後一時より京都府郡是製絲株式會社波多野鶴吉科外講演として蠶業の大義と題する講演ありたり同月十九日講習證書授與式を行ふ講習生は五百四十七名なり。

有限責任久米製絲販賣利用組合

大正六年二月十六日久米郡三保村久米製絲合資會社は組織の變更をなし有限責任久米製絲販賣利用組合を設立し組合長理事に小島銀治當選す之れ岡山縣に於ける産業組合製絲の嚆矢とす。

註 設立當時は資數五十四釜一口二十五圓出資總額二萬二千五百圓なりしが之れを一口五十圓に増額し出資總額十一萬八千五百圓に増額し有限責任を大正十五年十二月保證責任に改む、其成績頗る良好にして現在釜數百三十八釜なり又同組合は蠶種の製造をなし之を組合員に配布せり。

合資會社蠶業確進館

大正六年二月八日勝田郡湯郷村大字湯郷に合資組織にて資本金二千圓を以て蠶種の製造をなし營業したりしが大正十一年に至り廢業す。

美作地方の霜害

大正六年四月二十二、三日及全月二十六日二十九日美作地方に降霜を見爲めに桑樹の被害を蒙りたる場所尠からず一般に早生中生桑の被害にして其被害面積約三十町歩と推定せらる。

邑久郡地方の風害

大正六年四月二十八、九日邑久郡地方に暴風あり爲めに早生桑の被害甚だしきものは葉の周縁全部黒褐色を呈するに至れり被害面積は早生桑十三町被害歩合四割中生桑三十町あり。

三河製絲備前工場

大正六年四月愛知縣豊橋市在三河製絲株式會社は岡山縣上道郡雄神村鴨越に四千餘坪を買收し同社

備前工場を建設し器械製絲百釜を設備し始業をなす同工場長は山田鯉三郎なり。

草間、神根養蠶組合表彰

大正六年四月阿哲郡草間村養蠶組合、和氣郡神根村稚蠶共同飼育組合は大日本蠶絲會より成績優良の旨を以て表彰せられたり。

笠井知事夫人の養蠶

大正六年笠井知事夫人は非常に養蠶を好まれ大正五年官舎内に若干の桑樹を栽植せられ本年春、縣立原蠶種製造所より蠶種を取寄せ飼育せられしに好成績にて日支一代雜種二百八十八支歐一代雜種(黃繭)百二十二支合計四百十支の收繭あり其産繭は郡是製絲株式會社津山工場にて繰絲せるに白繭三十四支黃繭絲十六支合計五十支を得られたり尙大正七年に於ても同様行はれたり。

桑の芯止玉蠅の調査

大正六年七月二十七日國立蠶業試驗場技手甘利進一は桑の芯止玉蠅調査の爲め來縣せられたり。

製絲講演會

大正六年十一月二十五日より二十九日迄の期間に於て農商務省生絲検査所技師藤本實也は縣下製絲業の視察並に講演を行ひたり、十一月二十六日苫田郡二宮村郡是製絲場、津山町浮田製絲場を視察し午後津山町にて講演をなし二十七日眞庭郡落合町大月製絲場及久世町久世製絲合資會社を視察し二十八日小田郡笠岡町山陽製絲會社後月郡井原町中備製絲株式會社を視察し午後井原町にて講演をなし二十九日上道郡雄神村三河製絲會社備前工場及東備製絲會社を視察し午後西大寺町にて講演をなせり講演の要旨は本邦輸出生絲の品質より本縣生絲の品位に及び蠶絲業の基礎は絲價、繭價共に五ヶ年間の平均を以てすべきを説き各地とも聴講生は二百乃至三百名の盛況を呈せり。

蠶種製造法講習會

大正六年十一月二十六日より三日間大日本蠶絲會岡山支會及岡山縣蠶絲同業組合協同の下に縣下蠶種製造者の智識の發展向上を期する爲め斯界の權威者東京高等蠶絲學校講師横田長太郎を聘して講習をなし講習生百十名なりし。

丹美蠶業株式會社

大正六年十二月英田郡土居村に資本金三萬圓を以て丹美蠶業株式會社を設立し蠶種製造の外蠶具肥料木炭の營業をなす春名武雄代表者となる。

二七二

大正七戊午年 (紀元二五七八)

種繭審査會廢止

大正七年一月十五日蠶絲業法同施行規則の改正に伴ひ種繭審査會規定を廢止す。

山中蠶種合資會社

大正七年二月七日眞庭郡二川村に資本金一千圓にて山中蠶種合資會社を組織し片山明雄代表者となり蠶種の製造をなせしが大正十年之を廢業す。

眞庭蠶業株式會社

大正七年四月一日眞庭郡久世町高瀬に眞庭蠶業株式會社を設立す資本金二萬五千圓にして久世町太

田末吉所有の煙草製造所を改築して蠶種製造場に充て飼育分場を眞庭郡内に設置す、大正九年に至り資本金を十萬圓に増資し蠶種冷蔵庫原蠶飼育室を建築して事業を經營す社長山崎傳三郎常務取締役杉山鉄太郎小松豊太郎なりしが大正十三年に至り廢業す。

福音蠶種株式會社

大正七年十二月三十日英田郡西粟倉村に資本金一萬圓を以て蠶種の製造をなし延東恒平代表者となる昭和四年二月廢業す。

第七回高等蠶業講習會

大正七年一月十六日より五日間小田郡矢掛町縣立矢掛中學校講堂に於て第七回高等蠶業講習會を開催す講師は東京高等蠶絲學校教授岩淵平介、國立蠶業試驗場技手菊地助松にして科目は外國系蠶種に對する蠶病豫防法及桑樹栽培法なり同月二十日講習証書授與式を舉行せしが講習生七百七十名に達し頗る盛會なりし。

二七三

蠶絲業法施行手續改正

二七四

大正七年二月十七日岡山縣令第六號を以て蠶絲業法施行手續を改め公布せらる。(條文自第一條至第三條)

女子蠶種検査吏員講習

大正七年三月二十日より三ヶ月間岡山支會は從來蠶種検査助手(女子)中成績優良なるものを選抜し縣立原蠶種製造所に其講習を委託し女子蠶種検査吏員十五名を出せり。

太伯、日笠、倭文中養蠶組合表彰

大正七年四月七日左記の組合は大日本蠶絲會より成績優良なるの旨を以て表彰せられたり。

邑久郡太伯村

有限責任神崎購買販賣生産組合

和氣郡日笠村

日笠養蠶組合

久米郡倭文中村

倭文中村養蠶組合

生絲共同荷造岡山社

大正七年六月生絲共同販賣を目的とし苦田郡津山町山下(浮田製絲場裏手)に生絲共同荷造岡山社を

設立す同社に加盟せる製絲家は浮田製絲場、久世製絲合資會社久米製絲生産販賣組合植木製絲場、梶並製絲場、勝田信用生産組合、甘樂社廣戸組、江見組、福本組、湯郷組、及英田郡巨勢村尾谷製絲場等九百二釜なり同社の社長は浮田佐平、副社長小島銀治、理事有友八郎、事務長萩原友次郎等にして建物四間に二十間にして之を荷造室、捻造室、検査室、絲庫等に區分せり。

桑園の風害及水害

大正七年七月十一日十二日の兩日縣下風水害の爲めに桑園の被害總反別は一千五百二十一町二反二畝(内水害五百三十六町八反九畝風害九百八十四町三反三畝)歩にして縣下總反別四千五百町歩に對し其三分の一餘に當り内被害激甚なりと認むるもの及び表土の流失し荒廢に歸せるもの其土壤堆積して桑株の埋没せるもの等を合し約二百六十四町步縣下桑園の五、九%に及べり其他濁水停滯の爲め新梢の腐爛せるもの風害の爲め新梢の枯死せるもの等の被害も又多大なりし。

蠶絲同業組合役員改選

大正七年九月十日岡山縣蠶絲同業組合にては役員任期満了に付き代議員會を開き出席者二十三名小

二七五

島副組長議長となり役員改選を行ひしに其結果左の如し。

組長	小島 銀治	副組長	山下 準一郎
評議員	松原 駒太郎		逸見 寅雄
	池田 照一郎		浮田 佐平
	白井 太郎		

蠶業十ヶ年計畫樹立協議會

大正七年十一月十二日三日の兩日縣は岡山縣農會樓上に各部勸業主任書記及蠶業技術員を召集し今後十ヶ年間に於て（大正八年より全十七年迄）に桑園増加、養蠶戸數及掃立枚數の増加、飼育術及桑園改良等に依り縣下の繭産額を百九十一萬一千四百七十八貫に増加すべき事を協定せり。

第八回高等蠶業講習會

大正七年十一月二十日より同月二十四日迄五日間阿哲郡新見町思誠尋常高等小學校講堂に於て第八回高等蠶業講習會を開催す講師は國立蠶業試驗場技師下井盛夫（綾部支場長）大日本蠶絲會技師加藤

知正にして科目は蠶の品種改良と飼育法及蠶業經營論なり講習生は二百五名なりし。

大正八己未年（紀元二五七九）

生絲整理法講習

大正八年一月五日より十日間苫田郡津山町生絲共同荷造岡山社に生絲検査所技手妹尾新藏を聘して生絲整理法講習を開催せり本講習により同社の生絲は大に統一せられたり。

和氣郡蠶業販賣購買生産組合

大正八年二月十三日和氣郡和氣町に有限責任和氣郡蠶業販賣購買生産組合を組織し岡崎善太郎組合長となり蠶種の製造をなせしが大正十一年に至り廢業す。

全芽育蠶業講習會

大正八年三月二十一日より三日間岡山市實業新聞社主催の下に眞庭郡久世町遷喬尋常高等小學校講

堂に於て講師として東亞蠶種株式會社技師農學士廣瀬次郎を聘して全芽育講習會を開催し聽講者六百名に及び頗る盛會なりし、蓋し縣下に於ける全芽育講習の始めとす。

女子蠶種検査吏員養成

大正八年三月二十日より三ヶ月間岡山支會は蠶種検査助手中成績の優良なるもの十五名を選抜して岡山縣立原蠶種製造所に委託し岡山縣蠶業取締所津山支所に於て講習會を開催し女子蠶種検査吏員を養成せり。

勝田蠶種株式會社

大正八年三月三十日勝田郡勝間田町に資本金二萬圓にて勝田蠶種株式會社を組織し岸本重郎代表者となり蠶種製造販賣をなせしが大正九年五月中國蠶絲株式會社に合併す。

實業視察員の囑託

大正八年三月岡山縣に於ては苦田郡津山町逸見寅雄に實業視察員を囑託し徳島、愛媛、熊本の三縣蠶絲業調査をなさしむ。

岡山縣物産共進會

大正八年四月十日より五月九日に至る三十日間岡山市に岡山縣物産共進會を開催せり蠶絲類は第二會場たる後樂園榮唱を以て之に充つ出品点数蠶種三十五点繭八百七十七点、生絲十二点、桑苗七十五点蠶具四十一點經營法四点なり。

本山蠶業講習所

大正八年四月より真庭郡河内村本山貞市は地方蠶絲業の開發に資する爲め蠶業講習所を設け生徒を養成して今日に及び卒業生を出すこと百餘名に達し卒業生は町村蠶業技術員、養蠶教師等に就職するもの少なからず。

註 本山貞市は明治四十年岡山縣農事講習所を卒業するや同四十一年より作西興蠶館を起し明治四十五年に至り一時之を休止し先進地群馬縣に於て研鑽すること四年、大正五年に至り再興し蠶種の製造をなし其の數量縣下製造者中第一位を占む。

岡山支會主催蠶絲業大會

大正八年四月十四日岡山縣蠶絲業大會を岡山縣會議事堂に開會す、來り會するもの三百餘名其他知事郡長各郡技術員等七十餘名なり、幹事長高見章夫開會を宣し副會長田中喜介議長席に付き左記議案

を審議す。

- 一、養蠶業者を以て組織する同業組合設置の可否如何
- 二、本縣は將來如何なる品種に依り繭質を改良すべきや

大會 決議

第一、議案 決議

一、重要物産同業組合法及蠶絲業法に依り各部を地區とし養蠶者を以て組織する同業組合を設置し更に縣を地區とし聯合會を組織すること。

第二、議案 決議

一、主として本縣原蠶種製造所より配付する原蠶種により製造したる一代交雜（秋蠶の一部は三元交雜）種を改良整理すること。

午後一時より蠶業大講演會を開催す講師と演題左の如し。

時代は何物を蠶絲業者に要求しつゝありや 大日本蠶絲會技師 重富 三男 三

蠶業と經濟 京都高等蠶業學校教授 鈴木 健 弘

地方種決定の急務 農商務省農務局蠶絲課長 芳賀 權四郎

桑園の凍害

大正八年四月二十一日本縣北部一帶英田、勝田、苦田、久米、真庭、阿哲、上房、川上の各部は被害著しく和氣、赤磐、御津の三郡は被害輕微なり又同月二十八日南部一帶に凍害あり後月、小田、兩郡には被害尠からず被害の劇甚なるものは早生桑にして嫩芽全部枯死して掃立の用をなさず中生桑又再發芽を待たざれば使用に適せず被害歩合は五%にして其損害二十一萬六千圓と推定せらる。

桑園の風害

大正八年五月十六日阿哲上房二郡に亘り暴風あり桑葉の被害三、四割に及べり。

巨瀨、下竹莊、打穴養蠶組合表彰

大正八年四月左記組合は成績優良の旨を以て大日本蠶絲會より表彰せられたり。

上房郡巨瀨村 巨瀨村養蠶組合

全郡下竹莊村 下竹莊村養蠶組合

久米郡打穴村 打穴村養蠶組合

蠶絲業功勞者

大正八年四月大日本蠶絲會總會に於て後月郡井原町中備製絲株式會社事務長倉橋文治は蠶絲業功勞者として第二種功績章を授與せられたり。

共同荷造東岡山社

大正八年七月一日勝田郡勝間田町に東岡山社なるものを組織し大正十年九月二十六日英田郡林野町に移轉し東岡社と稱し之に加入せる製絲工場數四工場釜數二百四十釜にして一ヶ年共同荷造生絲量二千二百五十貫なり。

第九回高等蠶業講習會

大正八年十月六日より十日に至る五日間岡山支會主催の下に久米郡加美村加美尋常高等小學校に於て左記講師を聘して高等蠶業講習會を開催す講習証書授與式には内務部長田中喜介出席す講習生は五百名にて各日盛會を極む。

栽桑論

農商務省蠶業試驗場技師 菊池助松

統計論

農商務省囑託 渡邊亥八

養蠶論

上田蠶絲專門學校講師 高橋清七

上道郡蠶業販賣購買利用組合

大正八年十二月二十四日上道郡西大寺町に一口十圓として有限責任上道郡蠶業販賣購買利用組合を組織し、岡野柱太組合長となり蠶種の製造をなせしが大正十二年十月に至り廢業す。

大正九庚申年 (紀元二五八〇)

赤磐蠶業株式會社

大正九年一月二十五日赤磐郡五城村平岡西に資本金二萬五千圓を以て株式組織とし福島猶一社長となり蠶種の製造販賣をなせしが大正十一年三月之を廢業す。

奥津蠶種合資會社

大正九年二月五日苦田郡奥津村大字奥津川西に合資組織により資本金一萬圓にて蠶種の製造をなし

友保知代表者となる大正十三年二月に至り廢業す。

實業新聞社主催蠶業講習會

大正九年二月二十七日より五日間岡山市實業新聞社主催の下に後月郡芳井小學校に蠶業講習會を開催す聴講者四百餘名にして講師と科目は左の如し。

養蠶原理と應用法

農學博士 大 森 順 造

桑樹栽培論

岡山縣技師 小 林 衛

蠶業 汎 論

岡山縣原蠶種製造所長 坪 田 勇 吉

女子蠶種検査吏員養成

大正九年三月十日より三ヶ月間岡山支會は岡山縣蠶業取締所井原支所に女子蠶種検査吏員の養成を依頼し講師は縣技術官原蠶種製造所及蠶業取締所職員にして講習生は十三名なり。

高島蠶種製造株式會社

大正九年三月兒島郡甲浦村に資本金一萬圓の蠶種製造會社を設立し安田文太郎代表者となる昭和四

年二月に至り廢業す。

津山養蠶傳習所創立三十年紀念式

大正九年四月三日苫田郡津山町大字椿高下逸見寅雄の經營に係る津山養蠶傳習所は本年創立三十週年に相當せるを以て紀念式を行ふ式後同所出身者を以て組織せる津山蠶業同窓會は逸見所長に對し感謝狀に紀念品として金時計を贈れり。

第十回高等蠶業講習會

大正九年四月五日より八日迄五日間勝田郡勝間田尋常高等小學校講堂に於て桑園及養蠶の二科目を選り講師は農商務省蠶業試驗場より派遣を乞ひ左記科目に付き講習を行ひ講習生は二百九十八名なり

養 蠶 法

農商務省蠶業試驗場技師 下 井 盛 夫

栽 桑 法

全 技師 鈴 木 廣 吉

岡山縣養蠶教師認定證下付規程

大正九年四月十八日岡山縣令第四十一號を以て岡山縣養蠶教師認定證下付規程を制定し養蠶教師の

取締をなす。(條文自第一條至第五條)

桑樹の凍害

大正九年四月二十三日縣下一圓に亘りて凍害あり其程度は高燥地に被害少なく溪谷又は河川沿岸或は平地に被害多し被害反別は一千三百六十九町被害見積高は八萬九千八百九十三圓にして縣下桑園總反別五千六百二十町四反に比し被害面積は二割四分三厘に當り被害多き郡は眞庭郡、阿哲郡、英田郡等にして被害一萬圓以上勝田郡、上房郡、赤磐郡は被害六千圓以上に及べり。

山方、土居養蠶組合表彰

大正九年四月大日本蠶絲會總會に於て左記組合は表彰せられたり

赤磐郡山方村

山方村蠶業組合

英田郡土居村

土居村蠶業組合

蠶絲業功勞者表彰

大正九年四月大日本蠶絲會總會に於て左記の者は蠶絲業功勞者として五等有功章を授與されたり

苦田郡津山町	浮田佐平
勝田郡勝間田町	東岡山社

産業基本調査

大正九年六月五日岡山縣訓令第二十九號を以て産業基本調査施行の件を公布す歐洲戰爭終局と共に縣は戦後經營の一大要務として大正九年以降三ヶ年を期し蠶業基本調査を施行し以て根本的産業政策を確立すべく蠶業基本調査部を設置し内務部長統轄の下に廳内に幹事調査員、専任調査員を設け郡市長を郡市調査主任に町村長を町村調査主任に當て尙各級團體を通して調査員を任命又は囑託して豫定の事業を完了せるものなり。

然して調査は第一年に町村の調査を遂げ町村の計畫を樹立せしめ順次之を統集して郡縣の計畫を樹立せり又計畫は數字を基礎とし理想の計畫を案出するも風土人情沿革等の實情に適應せざるに於ては畫餅に歸するを以て實際家の意見を徹し理想と實際の調和を保たしめ計畫決定は官民一致的の組織としたるものにして大正十年三月三十一日現在及び大正九年中のものを各戸又は實地に就き調査を行ひ市町村毎に之を集計し郡に集め更に縣に統集したるものにして調査は現況の部及將來の部に分てり蓋し

岡山縣に於ける既往産業調査書の白眉と稱するも敢て誣言にあらざるなり。

養蠶教師受験豫備講習會

大五九年六月二十四日より二週間岡山縣養蠶教師研究會（會長小林一郎）主催の下に受験準備講習會を勝田郡湯郷村に開催せり。

蠶業獎勵費交付規程

大正九年七月二十五日岡山縣令第五十九號を以て蠶業獎勵費交付規程を公布せられ同時に大正三年四月岡山縣令第二十七號蠶業獎勵金下附規程は廢止せられたり。

註 蠶絲獎勵費の交付は郡市、郡市農會又は蠶絲業に關する同業組合の事業に對し事業費の二分の一以内の獎勵費を交付するものにして左記各號の一に該當する事業をなす場合又は之をなす事を條件として町村、町村農會其他の團體に對し獎勵金又は補助金を交付する場合に限りて交付せらるゝものなり。

- 一、桑園の改良
- 二、養蠶組合の設置
- 三、技術員の設置
- 四、蠶種製造に關する施設
- 五、殺蛹乾繭並に製絲に關する施設
- 六、品評會講習會の開設

本規程は昭和五年三月に至り廢止せられたり。

美作五郡聯合繭品評會

大正九年十月十五日苫田郡津山町鶴山館に於て褒賞授與式を舉行す出品点数數春蠶一千二十八点秋蠶九十四点計一千百二十二点にして出品物中優良なるものは左の成績を示せり。

種別	平均絲長	平均絲量	最多絲量
春蠶支歐交雜種 黃	七六〇	一一、五〇	一四、四八
同 白	七〇四	一一、二二	一二、九六
支々交雜種	六九七	一一、四二	一三、九八
日支交雜種 白	六四〇	一一、八一	一四、二五
秋蠶日支交雜種 白	五九四	九、七二	—

有限責任黃薇生絲販賣組合

大正九年二月上房郡松山村に有限責任黃薇生絲販賣組合を設立す出資金十三萬五千圓（一口五十圓）組合員一千三百名簽數百五簽にして理事に原田伊之助、森田清、桑田坂次郎、菊樂定太郎、柳井辰治

仲田季雄、南條益太郎、戸田十治郎、永見久米治、高見益太等就任す。

註 本組合は大正十三年六月に至り資本金十萬圓合資組織とし社員原田伊之助、大杉光造、藤憲治、森田清、代表者原田伊之助名稱を合資會社原田製絲場と改む。

中國蠶絲株式會社

大正九年三月二十三日勝田郡勝間田町に資本金五十萬圓製絲釜數百二十二釜の中國蠶絲株式會社を創立し安東敏之社長となり事業を經營す。

註 本工場の建物は英田郡大原町美作製絲株式會社の建物を譲受けて建築せるものなり又三月より資本金二萬圓勝田蠶種株式會社を譲受け蠶種の製造をなす。

中津井製絲株式會社

大正九年九月五日上房郡中津井村に株式組織にて中津井製絲株式會社六十二釜を設置し社長に室壯次郎就職し事業を開始す。

註 昭和二年五月に至り組織を變更し匿名組合丸中合同製絲場と改め西柳平代表者となる。

製絲繰業休止

大正九年十一月三十日より七十八日間全國製絲業者大會の決議に基き繰業を休止す、右狀況調査の

爲め農商務省技師小松嘉藏來縣せり。

繭、蠶種、生絲生産費調査

大正九年岡山縣蠶業取締所は生産費調査をなす即ち繭に就ては後月郡青野村片山啓治苦田郡大野村鳥取道治郎邑久郡太伯村岡崎庸太郎に付き、蠶種は真庭郡河内村本山貞市小田郡中川村高月毅一郎英田郡檜原村野澤瀧藏生絲は郡是製絲株式會社津山工場上道郡雄神村東備製絲株式會社久米郡三保村久米製絲販賣生産組合に付き調査せり今各々の平均成績を抄録せば左の如し。

春蠶繭十貫生産費	一〇五、四二
秋蠶繭十貫生産費	七七、五四
春蠶種百枚生産費	八四、二三
秋蠶種百枚生産費	五九、六一
生絲百斤生産費	一、七五八、一九
桑園一反步經營費	一五五、九四

大正十辛酉年 (紀元二五八一)

阿哲蠶種信用購買生産組合

大正十年一月二十八日阿哲郡新見町新見に有限責任阿哲蠶種信用購買生産組合を組織し(一口十圓)組合長に難波和當選し蠶種の製造をなせしが昭和三年十月に至り之を廢業す。

養蠶課税問題

大正十年一月前年十一月通常縣會に於て養蠶課税の事を議決す本問題は頗る重大問題なるにより本年一月以來縣下各郡に徹廢運動瀕りに起り頗る喧囂を極む遂に同年六月縣參事會に於て徹廢を議決す

註 本問題の徹廢に就ては當時の主任技師小林衛の盡力する所多し。

上水田、河内養蠶組合の表彰

大正十年四月大日本蠶絲會總會に於て左記養蠶組合は表彰せられたり

上房郡上水田村

上水田村蠶業組合

真庭郡河内村

河内村養蠶組合

岡山縣蠶種同業組合の設立

大正十年四月十八日苦田郡津山町鶴山館に於て岡山縣蠶絲同業組合を解散し同日蠶種同業組合設立の事を議決し九月十二日付を以て農商務省より指令あり十月十八日縣より左記役員就職の件指令あり。

組長 内田龍平

副組長 逸見寅雄

評議員 久米製絲販賣生産組合(理事池田照一郎)高月毅一郎、篠原壽太郎、野坂熊

三郎、中國蠶絲株式會社(專務取締役下山元太郎)

尙事務所は岡山市に置けり。

岡山縣製絲同業組合の設立

大正十年四月十八日岡山縣蠶絲同業組合は時代の趨勢に應じ改造の必要を認め苦田郡津山町鶴山館

に於て蠶絲同業組合を解散し同日直ちに製絲同業組合設立の事を議決す九月十日付を以て農商務省指令あり十月十九日付縣指令を以て左記役員就職の認可ありたり。

組長 小島 銀治

副組長 缺員

評議員

郡是製絲株式會社津山工場(塲長木村寅之助) 浮田佐平、中國蠶絲株式會社
(專務取締役下山元太郎) 久米製絲販賣生産組合(專務理事川島半治郎) 山陽製絲株式會社(社長久我於菀一郎)

尙事務所は津山町に置けり。

第十一回高等蠶業講習會

大正十年十月十一日より三日間岡山支會主催の下に御津郡金川町に於て第十一回高等蠶業講習會を開催す、講習生は三百四十六名にして講師と科目は左の如し。

蠶体生理論

京都高等蠶業學校教授 伊藤 盛次

全茅條桑育蠶法

静岡縣技師 阿部 保太郎

註 岡山支會或は縣等主催の下に開催したる全茅條桑育蠶法は本會を以て始めとす。

岡山縣養蠶組合聯合會設立

大正十年十月二十日岡山縣會議事堂に岡山縣養蠶組合聯合會創立總會を開く、各部養蠶組合聯合會より出席せる代表者は河原彌次郎、筒井益次、關藤碩衛、片山嘉一、北川軍次、高月毅一郎、小川貫一、仲田季雄、山中光男、上原良助、内藤忠興、春名武雄、石田佐太郎ノ十郡十三名縣廳側は勸業課長佐野誠一、縣技師小林術、産業技師小田忠喜、扇島村軍次、技手小西柳三郎、技手黒澤俊一、技手下山靜三參與し佐野課長議長席に付き會則の制定役員の選舉大正十年度經費豫算及事業施行方法並經費賦課徴收法を滿場一致にて決議し設立す。役員は左の如し。

役員會長 日比 重雅

副會長 佐野 誠一 河原 彌次郎

大正十一年壬戌年 (紀元二五八二)

岡山縣蠶種同業組合蠶種冷藏開始

大正十一年二月岡山縣蠶種同業組合に於ては苦田郡津山町南新座製氷會社に交渉し蠶種冷蔵を始む

岡山縣蠶種同業組合主催蠶業講習會

大正十一年二月二十七日より三日間本縣蠶種同業組合主催高等蠶業講習會は縣下の養蠶教師町村其他の技術員蠶種製造者のみを講習生となし縣立原蠶種製造所にて開催せられ其講師及科目は左の如し

蠶種冷蔵法及人工孵化法 農商務省蠶業試驗場技師 渡邊勘次

條桑育蠶法 静岡縣國開園 戸倉惣兵衛

尙講習生は三百余名なり。

第十二回高等蠶業講習會

大正十一年三月三十日より三日間後月郡井原町高等女學校講堂に於て第十二回高等蠶業講習會を開催し講習生は二百六十九名にして講師と科目は左の如し。

條桑育蠶法 東京高等蠶絲學校講師 増井芳男

女子蠶種検査吏員養成講習會

大正十一年三月十五日より三ヶ月間蠶業取締所林野支所に於て第四回女子鏡検査吏員養成講習會を開催す講習生中合格者七名に對し六月十四日証書を授與したり。

蠶種製造講習會

大正十一年十二月十三日十四日の兩日岡山縣蠶種同業組合主催の下に農商務省蠶業試驗場技師水野辰五郎を聘して蠶種冷蔵法及人工孵化法講習會を會催す講習生は蠶種製造技術者約二百名以上なりし

吉田、宇治養蠶組合の表彰

大正十一年三月大日本蠶絲會總會に於て左記組合は表彰せられたり。

小田郡吉田村 吉田村養蠶組合

川上郡宇治村 宇治村蠶業販賣購買生産組合

條桑育傳習所

大正十一年五月岡山縣養蠶組合聯合會補助の下に各郡養蠶組合聯合會に於て計劃せるものは左記十

一郡にして十一名の教師を静岡縣より聘し之等教師は四月二十七日縣廳に集合し縣聯合會幹事長小林衛より指示を受け各任地に赴任したり本傳習所は各郡適宜の所に二ヶ所又は三ヶ所を設けて傳習をなせるものなり。

御津郡	赤磐郡	和氣郡	小田郡
後月郡	上房郡	川上郡	阿哲郡
勝田郡	英田郡	久米郡	

作東蠶種合名會社

大正十一年五月十五日勝田郡古吉野村下町川に作東蠶種合名會社を組織し竹内建太郎代表者となり蠶種の製造をなせしが昭和三年三月に至り之を廢業す。

繰業短縮に關する協議會

大正十一年七月十二日岡山縣製絲同業組合は苫田郡津山町に於て蠶絲同業組合中央會第三部會の決議に基き左記を滿場一致にて實行する事に決議す。

一、生産調節實行方法に關する件

- (イ) 八月より向ふ三ヶ月間一日の就業時間を短縮し十時間以内とする事
- (ロ) 毎月三日以上定期休業となす事
- (ハ) 九月中孟蘭盆に相當する期間に於て五日以上の臨時休業となす事
- (ニ) 十月中敷地祭に相當する時期に於て三日以上臨時休業となす事
- (ホ) 秋繭出廻後に於ては成るべく春繭の繰業を中止し秋繭に替へ生産の調節を容易ならしむること。

二、製絲生絲出荷制限に關する件

- (イ) 本年七月中の出荷數量を基本として八月以降三割の出荷制限をなす事
 - (ロ) 前項出荷制限は生産調節入荷制限は常任委員總會の趣旨に基き確實に實行すること。
- 三、本組合員は定期絲の賣繋をなさざる事

大正十一年癸亥年 (紀元二五八三)

縣主催屑物整理教婦養成講習會

大正十二年一月二十一日より二月二十五日に至る三十六日間縣立蠶業試驗場に於て屑物整理教婦養成講習會を開催す講習生は各郡より選拔せる八十名にして非常に好評を博せり製品は二月二十日より三日間岡山市に於て二月二十七八日の兩日津山町に於て屑繭整理加工品展覽會を開催せり。

岡山蠶種冷蔵庫の設置

大正十二年二月岡山縣蠶種同業組合は大正十一年苦田郡津山町に蠶種冷蔵庫を經營せるも右は氷庫なるにより大正十一年十二月十五日岡山市なる岡山製氷株式會社にアンモニヤ冷蔵庫設備をなさしめ之を借受け蠶種冷蔵庫六坪のもの二室（一室は華氏二十八度主として夏秋蠶黒種複式冷蔵庫用に充て他の一室は春蠶種保護用に充つ）を作り蠶種收容能力二十萬枚なり。

第十二回高等蠶業講習會

大正十二年三月二十四日より二十八日に至る五日間岡山支會主催の下に第十三回高等蠶業講習會を上房郡高梁町高梁尋常高等小學校に開催す講習生は四百餘名にして講師と科目は左の如し。

合理的條桑育蠶法

東京高等蠶絲學校教授 坪 井 啓 作

夏秋蠶失敗と此に對する飼育法

農商務省蠶業試驗場技手 岡 村 郡 重

蠶絲業經營の將來と生絲貿易論

上田蠶絲專門學校教授 早 川 直 瀬

産業調査書刊行

大正十二年三月三十一日縣に於ては産業調査書現況及將來之部二冊を刊行し産業の基礎調査茲に終局を告げたり。

郡是製絲株式會社蠶種製造を始む

大正十二年三月二十一日郡是製絲株式會社に於ては岡山縣にて免許を受け岡山縣邑久、兒島郡内に飼育分場を設けて蠶種の製造をなす。

川東、飯岡養蠶組合の表彰

大正十二年四月大日本蠶絲會總會に於て左記組合表彰せらる。

眞庭郡川東村

川東村養蠶組合聯合會

勝田郡飯岡村

飯岡村養蠶組合

町村又は町村農會技術員補助規程

大正十二年四月十日岡山縣令第十九號を以て町村又は町村農會補助規程を公布せらる。

(條文自第一條至第十一條)

註 本縣に於ける町村蠶業技術員は從來縣農會を通じ縣費補助金を交付せられたりしが本年度より直接交付の途を開かれたるに依り從來僅かに十七名のもの百四名に達せり。

町村又は町村農會技術員資格檢定規程

大正十二年五月十一日岡山縣告示第二百七十八號を以て町村又は町村農會技術員資格檢定規程を公布せらる。(條文自第一條至第六條)

皇太子殿下御成婚奉祝獻納繭

大正十二年七月十七日は是より曩き大日本蠶絲會に於て皇太子殿下御成婚を奉祝する爲め全國の會員及特志養蠶家より繭を獻納せしめ之れを織物として獻納するの企てあり岡山支會も此の舉に賛し縣内特志養蠶家及會員より奉獻する二千五百七十七点を大日本蠶絲會に送付し奉獻の手續をなせり。

大正十三甲子年 (紀元二五八四)

模範組合及組合功勞者表彰

大正十三年一月十七日岡山縣養蠶組合聯合會は岡山縣會議事堂に於て縣下模範町村養蠶組合及組合の當路者中功勞者表彰式を行ふ來賓として國立蠶業試驗場綾部支場長下井盛夫祝辭演説を述べ受賞者總代として久米郡打穴村養蠶組合長小島銀治の答辭を以て式を閉ちたり當日の表彰組合及功勞者左の如し。

表彰養蠶組名

- 御津郡宇甘西村養蠶組合
- 上房郡中津井村養蠶組合
- 苫田郡香々美南村養蠶組合
- 勝田郡廣戸村養蠶組合
- 英田郡土居村養蠶組合
- 久米郡打穴村養蠶組合

註 賞狀に金一封を贈與す。

表彰功勞者名

御津郡長田村	今井龍達
和氣郡熊山村	片尾健太郎
小田郡三谷村	川井時太郎
後月郡青野村	三宅雄一
上房郡皆部村	南條益太郎
川上郡宇治村	小坂甚藏
川上郡落合村	西邦藏
真庭郡川東村	白石高左衛門
真庭郡河内村	宮林鹿治郎
苫田郡西加茂村	垂井好太郎
勝田郡廣戸村	花谷章
勝田郡飯岡村	石川建平

英田郡讚甘村	樋元繁太郎
久米郡倭文中村	岡田新市
赤磐郡山方村	岡本賢平

註 賞狀に木盃一組を贈與す。

楯原蠶種株式會社

大正十三年一月二十八日英田郡楯原村に資本金三千六百圓の株式會社を組織し蠶種の製造をなす。
安藤寛治代表者たり。

女子蠶種検査吏員養成講習會

大正十三年二月十日より三ヶ月間縣は真庭郡勝山町蠶業取締所勝山支所及後月郡井原町蠶業取締所
井原支所に於て女子蠶種検査吏員養成をなす講習生は勝山支所十一名井原支所十二名なり。

蠶種人工孵化講習會

大正十三年三月二十日二十一日の兩日蠶種製造者及有志者の發起により京都高等蠶業學校助教三

浦英太郎を聘して蠶種人工孵化講習會を岡山市商品陳列所に開催せり講習生は蠶種製造者各郡技術員百名餘なりし。

川上郡富家村農會蠶種製造

大正十三年三月二十四日川上郡富家村農會長泉卯助は蠶種製造の免許を受け蠶種の製造をなせしが大正十五年八月に至り之を廢業す。

繰業休止及燒失生絲處分對策

大正十三年三月二十四日岡山縣製絲同業組合に於ては繰業休止及關東大震災による燒失生絲處分對策に付き協議し其結果中央會第三部會及協議員會の決議に基き三月二十五日より四月三日迄繰業を休止する件其他を議決し燒失生絲處分對策に關しては關西製絲業者大會の決議に基き個人解決をなさざる事右實行委員として小島銀治、井上大五郎兩氏を選出せり。

苫田郡久田村農會蠶種製造

大正十三年四月八日苫田郡久田村農會長石原良平は蠶種製造の免許を得て蠶種の製造をなせしが昭

和二年十月に至り之を廢業す。

芳野、皆部養蠶組合の表彰

大正十三年四月大日本蠶絲會總會に於て縣内左記組合表彰せらる。

苫田郡芳野村

芳野村養蠶組合

上房郡皆部村

皆部村養蠶組合

縣主催屑繭整理講習會

大正十三年七月十日より三週間縣主催の下に和氣郡和氣町に屑繭整理講習會を開く講師は村川小波大佛夏野の二人にして講習生三十名なり。

井原に蠶種冷蔵庫設置

大正十三年十一月小田、後月郡内蠶種製造者共同して後月郡井原町に蠶種冷蔵庫を設け蠶種の冷蔵を開始す。

註 昭和三年四月より岡山縣蠶種同業組合の經營に移せり。

桑園の大旱害

大正十三年六月以來未曾有の大旱害にて縣下各種の産業に非常なる慘害を及せり當時桑園総反別は六千八百四十町五反中旱害の爲め收穫皆無七十三町、七割以上減收四百二十二町五反、五割以上減收一千四百三十九町四反、五割以下減收四千五十八町六反減收歩合平均三割一分に及ぶ。

(八月二十六日現在調査)

註 岡山縣測候所の觀測に徴するに明治二十四年創設以來の平均降雨量六月一七〇耗に對し本年は九七耗七月は一三六耗に對し本年は一五耗八月は九三耗に對し四〇耗にて梅雨期中は勿論殆んど八十日間旱天連續せり縣下を通じて挿秧不能地一千七百町歩に達せり。

旱害救済桑園補助

大正十三年十二月旱害の爲荒廢桑園補助二萬三千圓を旱害五割以上の被害を受け荒廢に瀕したる桑園二畝歩以上のものに之を改植せしむる爲め郡役所に於て桑苗を購入配付せしむ補助したる町村二百五ヶ町村桑園百十五町歩其桑苗本數七十五萬六千三百八十五本に達す。

大正十四乙丑年 (紀元二五八五)

岡山縣系統的蠶絲品評會

大正十四年三月十二日より三日間大日本蠶絲會岡山支會岡山縣養蠶組合聯合會岡山縣蠶種同業組合岡山縣製絲同業組合聯合主催の下に(大正十三年中に於て蠶種、蠶兒、繭、機械審査等系統的に亘りて調査したるもの)若田郡津山町鶴山館に於て開催し三月十四日津山男子尋常高等小學校講堂に於て褒賞授與式を舉行す當日は内務部長山下謙一、農務課長長田一郎各郡部長各郡農會長等無慮數百名に達す本品評會の審査長は岡山縣蠶業試驗場長坪田勇吉審査員は縣及蠶業試驗場職員にして出品点数は繭二千九百四十四点、眞綿百一点桑苗百四十二点、蠶具十九点計三千二百六十六点なり。

香々美南、水内養蠶組合表彰

大正十四年四月大日本蠶絲會總會に於て左記組合表彰せらる。

苦田郡香々美南村

香々美南村養蠶組合

吉備郡水内村

水内村養蠶組合

功勞者表彰

大正十四年四月大日本蠶絲會總會に於て岡山縣久米郡打穴村打穴村養蠶組合長小島銀治は第二種功績章を總裁の宮殿下より授與さる。

日本絹業博覽會に出品

大正十四年四月より神戸市に開催せられたる日本絹業博覽會に岡山縣養蠶組合聯合會は縣下各郡に亘りて春秋蠶繭百二十点を出品せしに一等乃至三等迄の授賞數七十二点實に出品物の六割を占むるの好成績を收めたり。

共同繭倉庫設置指導講演

大正十四年四月二十二日二十三日の兩日農林省技師小松嘉藏を聘して共同繭倉庫及共同乾繭倉庫獎勵の趣旨及助成方針に關し縣下斯業關係有力者の參集を求めて縣立圖書館樓上に於て講演會を開催す

實業者表彰

大正十四年五月十日聖上銀婚の佳節に當り岡山縣知事は實業功勞者として表彰せられたる九名中蠶

絲業關係者は左記の三名なり。

苦田郡津山町 浮田 佐平

夙ニ蠶絲業ヲ起シテ當業者ヲ誘導シ製絲ノ改良發達ヲ圖リ或ハ殖林事業ヲ計畫シテ各地ニ範ヲ垂レ更ニ三極ノ栽培ヲ勸奨シテ販路ヲ開拓シ進ンテ販賣機關ヲ整ヘテ其發展ヲ企ツル等縣下產業ノ開發善導ニ寄與シ其功績顯著ナリ仍テ銀盃一組ヲ授與シ之ヲ表彰ス。

大正十四年五月十日

岡山縣知事正五位勳四等 大海原 重義

眞庭郡河内村 本山 貞市

幼ニシテ産業ニ志シ養蠶傳習所ヲ設置シテ年々子女ヲ教養シ又共濟社ヲ創設シテ社會的事業ニ盡瘁シ其他私財ヲ投シテ地方蠶業ノ開發ニ貢獻シタル其例乏シカラス功績洵ニ顯著ナリ仍テ銀盃一組ヲ授與シ之ヲ表彰ス。

大正十四年五月十日

岡山縣知事正五位勳四等 大海原 重義

久米郡打穴村 小島 銀治

夙ニ蠶絲業ニ志シ卒先桑園ヲ拓キテ養蠶業ヲ勸奨シ産業組合ヲ設立シテ製絲業ヲ經營シ又養蠶組合ヲ設ケテ當業者ノ指導ニ盡シ一面本縣蠶絲業各団体ノ要職ニ就キ提撕指導至ラザルナク斯業ノ發展ニ貢献セシ功績顯著ナリ仍テ銀盃一組ヲ授與シ之ヲ表彰ス。

大正十四年五月十日

岡山縣知事正五位勳四等 大海原重義

繭倉庫設置協議會

大正十四年五月十七日縣下斯業關係者百十數名を岡山縣會議事堂に召集し農林省技師小松嘉藏を聘して共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成方針の講演會あり講演後農務課長長田一郎議長席に付き設立の可否を満場に諮りたるに全員一致を以て設立を可決し創立委員として左記の十九名を議長より指名せり尙當日の出席者は各郡技師員郡養蠶組合長縣會議員地方有力者等各郡を通して九十二名なりし。

創立委員氏名

御津郡 河原彌次郎 赤磐郡 戸川專治
和氣郡 片尾健太郎 邑久郡 林甚八

上道郡 岩藤馬太郎	兒島郡 三澤忠次郎
都窪郡 林源一	淺口郡 小野暎一郎
小田郡 高月毅一郎	後月郡 三宅雄一
吉備郡 三宅清三郎	上房郡 室壯次郎
川上郡 仲田季雄	阿哲郡 上村金一郎
眞庭郡 井手毛三	苦田郡 浮田佐平
勝田郡 下山元太郎	英田郡 春名武雄
久米郡 小島銀治	

共同繭倉庫創立委員會

大正十四年五月十八日知事大海原重義内務部長山下謙一農林省技師小松嘉藏臨席の上蠶業取締所樓上に於て委員會を開催し左の如く決定せり。

一、經營主体

(イ) 繭倉庫は蠶業組合法に依る組合を以て經營す。

(ロ) 所屬乾繭所は八箇とし内二箇は倉庫に直屬せしめ残り六個は傍系として適宜の位置に置く。
二、乾繭販賣をなすべき確實なる養蠶組合の選定並に契約及豫定數量を六月十五日迄に取纏め縣に提出すること。

三、出資口數は各郡養蠶戸數に割當つること。

四、出資口數並本計畫の實狀を郡として一般養蠶家に徹底せしむる手段は縣に於て充分努力すること

五、設立の計畫を左記委員に一任すること。

- | | |
|-------|-------|
| 河原彌次郎 | 岩藤馬太郎 |
| 高月毅一郎 | 井手毛三 |
| 下山元太郎 | 小島銀治 |
| 室壯次郎 | 長尾佐助 |

共同繭倉庫設立委員會

大正十四年五月二十九日三十日に亘り實行委員七名と本省小松技師と共に組合定款事業計畫書出資割當、出資勸誘方法を協定し六月四日各郡全委員の召集をなし之が承認を求む。

共同繭倉庫設立勸誘の爲め郡市長會議

大正十四年六月九日特に郡市長會議を開催し郡市勸業主任書記産業組合關係吏員蠶業技術員を加へて設立速進方法を協議し各郡勸業主任書記以下郡農會郡蠶業技術員等を勸誘員とし各郡引受口數を協定し示來各郡役所に於ては町村當局と二ヶ月に亘り晝夜兼行にて寢食を忘れて誠心誠意出資募集に努めたるの結果出資一萬八千八百十三名應募口數二萬八千四百二十八口に達し豫定口數に對し三千四百二十八口を超過するの好成績を示せり。

共同繭倉庫位置決定

大正十四年六月二十九日三十日全委員を縣會議事堂に召集して位置問題を附議す之より先き岡山倉敷に於て猛烈なる爭奪戰を起し幾多の波瀾曲折を経て左の如く決定す。

- | | |
|----|------------|
| 本庫 | 岡山市南方八三 |
| 支庫 | 久米郡佐良山村字一方 |

註 委員會の當日に於ては支庫の位置は畧久米郡福岡村に内定せるも其後幾多の曲折を経て久米郡佐良山村に決定せるものなり。

有限責任販賣組合岡山縣乾繭農業倉庫成立

大正十四年八月十四日岡山縣繭倉庫設立總會を開催す農林省小松技師岡山縣知事大海原重義内務部長山下謙一農務課長長田一郎其他關係者出席し定款其他を決議し役員選舉を行ひ茲に愈成立す。

一、名 稱

有限責任
販賣組合 岡山縣乾繭農業倉庫

二、役 員

理事長	長田 一郎(農務課長)
理事	武藤 壽太郎
全	岩藤 馬太郎
全	小野 暎太郎
全	高月 毅一郎
全	井手 毛三
全	下山 元太郎

全	小島 銀治
全	長尾 佐助
監事	戸川 專治
全	室壯次郎
全	春名 武雄
全	田口 梁兵

尙倉庫の設備費三十四萬七千六百三十三圓に對し助成金十三萬六千六百五十六圓傍系乾繭機設置費三十七萬一千圓に對し助成金九萬二千四百二十三圓なり。

此の外和氣真庭二郡にて一萬一千七百三十三圓を受くる豫定なりしも遂に助成金を受くるに至らざりし、本縣蠶絲業の經費としては實に空前にして當時乾繭倉庫の規模に於て全國第一と稱せらる。尙各郡傍系乾繭場の所在地經營主体を示さん。

乾繭場設立場所	經營主体
御津郡金川町	有限責任金川蠶繭販賣利用組合
赤磐郡瀬戸町	有限責任瀬戸乾繭利用組合

- 和氣郡和氣町 有限責任和氣共同乾繭利用組合
- 淺口郡長尾町 有限責任長尾乾繭販賣利用組合
- 小田郡小田町 有限責任小田乾繭利用組合
- 後月郡井原町 後月郡農會
- 上房郡高梁町 上房郡農會
- 川上郡成羽町 川上郡農會
- 阿哲郡上市村 阿哲郡農會
- 真庭郡落合町 真庭郡農會
- 勝田郡勝間田町 有限責任勝田郡繭乾燥利用組合
- 英田郡林野町 有限責任英田郡乾繭利用組合
- 久米郡三保村 有限責任久米乾繭利用組合

註 傍系乾繭場は産業組合八ヶ所郡農會經營五ヶ所の豫定なりしが遂に真庭郡農會は設立に至らず和氣郡には設立せしも設備不完全等の故を以て本省の助成を受くるに至らざりし。又共同繭倉庫及乾繭場の設置に就ては獎勵主任技師鹽原龜治郎の盡力せる所頗る多し。

町村又は町村農會技術員講習會

大正十四年十月十九日より三十日に至る十二日間縣下四ヶ所に於て町村又は町村農會技術員の智識向上を計る爲め講習會を開催す講習會場其他左の如し。

講習會場	期 間	講習生
苦田郡二宮村岡山縣蠶業試験場	自十月十九日 至十月二十一日	九四
英田郡林野町英田郡役所	自十月二十二日 至十月二十四日	一四八
上房郡高梁町高梁公會堂	自十月二十五日 至十月二十七日	六二
岡山市岡山縣商品陳列所	自十月二十八日 至十月三十日	五三

尙科目及講師は左の如し。

蠶業 汎論	地方農林技師	坪田 勇吉
特種飼育法	同	中井 五二
蠶絲業 一班	同	鹽原 龜次郎

養蠶組合經營法
桑樹栽培法
農業 一班

岡山縣技手
岡山縣農林技手
岡山縣農會技師
下山 靜 三
牧 野 常 治 郎
江 木 清 一

大正十五年 丙寅年 (紀元二五八六)
昭和元年

第十四回高等蠶業講習會

大正十五年二月十七日より三日間岡山支會主催の下に小田郡矢掛町高等女學校講堂に於て講習會を
開催す講師は斯界の權威者なりし爲め白熱的歡迎となり講習生一千九名に達せり。

蠶業經營論 農林省技師 明 石 弘
夏秋蠶飼育論 東京高等蠶絲學校教授 坪 井 啓 作

町村養蠶組合事蹟共進會

大正十五年二月二十日岡山縣養蠶組合聯合會に於ては縣下二百五十の組合中四十三組合に付き大正

十四年中比較審査せる成績に依り小田郡矢掛町矢掛高等女學校講堂に於て授與式を行ふ其の成績左の
如し。

- | | | |
|-----|---------|---------|
| 一等賞 | 英田郡土居村 | 苦田郡芳野村 |
| 二等賞 | 赤磐郡仁堀村 | 久米郡打穴村 |
| 三等賞 | 上房郡巨勢村 | 川上郡宇治村 |
| 四等賞 | 邑久郡今城村 | 小田郡美川村 |
| | 苦田郡大野村 | 勝田郡廣戸村 |
| | 久米郡倭文中村 | 上房郡中津井村 |
| | 後月郡青野村 | 吉備郡福谷村 |
| | 御津郡宇甘西村 | 眞庭郡河内村 |

桑園改良並乾繭出荷協議會

大正十五年二月二十一日二十二日の兩日縣は各郡勸業主任書記並に蠶業技術員其他蠶絲業關係者を
縣會議事堂に召集して協議會を開催し養蠶業の推移に順應せる合理的桑園の改良を圖るべく從來の獎
勵方針を改め主として春秋蠶種蠶用桑園並に秋蠶主用桑園設置の件及乾繭取引の徹底を期すべく出荷
獎勵方針等に就き重要な協議をなせり。

乾繭技術員養成講習會

大正十五年三月六日より十日に至る五日間岡山縣主催の下に中國四國の各縣を區域とし將來乾繭技術者養成の目的を以て岡山縣會議事堂に於て講習會を開會す、講習生は百八十八名にして（内譯岡山八八、香川八、廣島六〇、山口四、愛媛二五、徳島、島根、鳥取各一）講師と科目は左の如し。

乾繭取引論	農林省技師	小松嘉藏
乾繭論	農林省蠶業試驗場技師	角館喜一郎
繭格付檢定法	同上	吉澤彌吾

久米郡西川村農會蠶種製造

大正十五年三月二十五日久米郡西川村農會長山崎民次郎は蠶種製造の免許を受け蠶種の製造をなす

勝田郡勝加茂村農會蠶種製造

大正十五年三月三十日勝田郡勝加茂村農會長流郷繁稻蠶種製造の免許を受け蠶種の製造をなせしが昭和四年三月に至り廢業す。

仁堀、美川養蠶組合表彰

大正十五年四月大日本蠶絲會總會に於て左記組合表彰せられたり。

赤磐郡仁堀村	仁堀村養蠶組合
小田郡美川村	美川村養蠶組合

備作製絲株式會社

大正十五年六月二日はれより先き岡山縣共同繭倉庫の岡山市に設置せらるゝを動機として岡山市有志間に製絲工場設置の議あり東京に本社を有する片倉製絲株式會社と謀り岡山市上伊福に備作製絲株式會社岡山工場二百八十二釜を設備し繰絲を開始す同年六月二十八日眞庭部落合町大字垂水の日月製絲株式會社を買收して備作製絲株式會社作州工場百五十五釜にて製絲を始む資本金二百五十萬圓にして社長に今井眞平就任す。

功勞者御召出

大正十五年五月 皇太子殿下岡山縣に行啓遊はさるや五月廿一日午後三時五分後樂園鶴鳴館に成

らせられ自治、教育、社會事業、實業、軍事に亘る功勞者七十九名に拜謁仰付られ親しく御菓子を賜る此の光榮に浴したる人々は何れも鴻恩に感泣せり當日光榮に浴したる功勞者にして蠶絲業關係者は左の如し。

苦田郡津山町	浮田	佐平
苦田郡津山町	逸見	寅雄
苦田郡上加茂村	内田	龍平
苦田郡西苦田村	畑	信好
久米郡打穴村	小島	銀治
真庭郡河内村	本山	貞市
上房郡松山村	原田	伊之助

蠶絲臺覽品

大正十五年五月 皇太子殿下岡山縣に行啓遊さるや五月廿一日殿下には午後二時廿六分岡山縣商品陳列所に御著佐上知事の御案内にて階上に陳列されたる縣下の重要物産に付一々御注目あらせられ

御巡覽あり佐上知事の御説明を熱心に聞召さる當日臺覽に供したる蠶絲關係のものは左の如し。

岡山縣製絲同業組合

白繭一石二斗黃繭三斗

生絲黃三括、白十括

岡山縣蠶業試驗場

蠶種 框製 一枚

邑久郡桑苗組合

桑苗 二十本

浮田、郡是、久米製絲に御使御差遣

大正十五年五月 皇太子殿下岡山縣に行啓遊ばさるや五月二十三日東宮侍從本多正復を産業御獎勵の思召に依り左記製絲工場に御差遣遊ばさる。

苦田郡津山町

浮田製絲工場主 浮田 佐平

苦田郡二宮村

郡是製絲株式會社津山工場代表者社長 遠藤三郎兵衛

久米郡三原村

有限責任久米郡製絲販賣利用組合代表者組合長 小島銀治

乾繭出荷補助規程

大正十五年六月三十日岡山縣告示第四百九十八號を以て乾繭出荷補助規程を公布せられ七月一日より施行せらる。(條文第一條乃至第七條)

註 乾繭出荷補助金は大正十五年三万圓昭和二年三万圓昭和三年二万四千圓昭和四年二万圓昭和五年一万五千圓なり規程に依る補助金の区分は左の如し。

一、荷口生繭五百貫以上十貫に付二圓以内

一、荷口生繭五百貫未満十貫に付一圓五十錢以内

一、荷口生繭三百貫未満十貫に付一圓二十錢以内

尙乾繭取引奨励の爲め別に大正十五年より昭和三年迄共同乾繭倉庫に對し出資拂込の六分相當の不足額を補助せり又昭和四年及全五年傍系乾繭場十一ヶ所に對し一ヶ所五百圓の乾繭技術員設置補助をなせり。

郡役所廢止に伴ふ縣蠶業技術員の増設

大正十五年七月一日郡役所廢止に伴ひ從來縣下十一郡に設置せられたる蠶業技術員中五名を縣技手として採用し從來縣の二名を合して七名となりしを以て事務分掌及分擔區域を定めて奨励事務に従事せしむ又各郡には郡農會蠶業技術員として岡山市都窪郡を除く十八郡に設置せり。

町村技術員講習會

大正十五年七月八日より十九日に至る間に於て一ヶ所三日間の日割にて岡山、高梁、林野、津山の四ヶ所に於て講習會を開催す講習生は町村技術員養蠶教師等にして岡山八十名高梁五十八名林野七十三名津山百三十九名合計三百五十名なり講師は農務課並蠶業試験場の技術員及乾繭農業倉庫の職員等にして農會法、夏秋蠶用桑樹栽培法、養蠶組合の經營及活動、乾繭取引、夏秋蠶特種飼育法、蠶絲業奨励一般等なり。

第十五回高等蠶業講習會

大正十五年八月二十九日より三日間岡山支會主催の下に久米郡福渡町高等女學校講堂に於て開催す講習生は四百五十九名なりし。

夏秋蠶飼育論 東京高等蠶絲學校教授 坪 井 啓 作
土壤及肥料 大原獎農會農業研究所 板 野 新 夫

註 大原農業研究所農學博士板野新夫は土壤肥料に關しては世界的の權威者なり本講習に於て同博士の創案になる簡易堆肥製造法の講演を煩はしたるものなり。

蠶業活動寫眞を始む

大正十五年十月より縣養蠶聯合會は蠶絲業獎勵上蠶業活動寫眞の利用の効果を認め映寫機及各種蠶業フィルムを購入し組合の希望によりて貸與せり。

岡山縣養蠶教師規則改正

大正十五年十一月二十四日岡山縣令第三百三十六號を以て岡山縣養蠶教師規則を公布し公布の日より施行し大正九年岡山縣令第四十一號養蠶教師認定證下付規程は之を廢止す。(條文自一條至第十三條)

昭和一二丁卯年 (紀元二五八七)

第十六回高等蠶業講習會

昭和二年二月十四日より十七日に至る四日間川上郡成羽町劇場に於て第十六回高等蠶業講習會を開催す講習生は六百八十三名にして講師と科目は左の如し。

養 蠶 論 元農林省蠶業試驗場一宮支場長 脇 田 重 太 郎
栽 桑 論 農林省蠶業試驗場一宮支場技手 金 原 軍 一

岡山縣產業技術員補助並資格檢定規程

昭和二年三月十六日岡山縣告示第七十八號を以て岡山縣產業技術員補助並資格檢定規程を公布せられ町村又は町村農會技術員資格檢定規程は之れを廢止せらる。(條文自第一條至第二十四條)

註 從來町村又は町村農會技術員に對しては資格檢定規程及補助規程ありしが郡農會其他郡區域の團體技術員に對して規程の設けなかりしを以て之等に關する規程の統一をなし併て資格の向上を計りたるに技術員の種別を普通農事土地改良、畜産水産、園藝、特殊作物、蠶業、林業、工業、副業の十種となしたり。

蠶絲業法施行手續改正

昭和二年三月廿二日岡山縣令第六號を以て蠶絲業法旅行規則の改正に伴ひ施行手續の全部を改正す

(條文自第一條至第三十條)

津山東町農會蠶種製造

昭和二年三月二十五日津山東町農會長藤田敬止は蠶種製造免許を受け昭和三年十月に至り廢業す。

蠶絲業獎勵方針確定

昭和二年三月二十八日二十九日の兩日岡山縣會議事堂に斯業關係者を召集し蠶絲業獎勵方針を協議し確定す。

註 蠶絲業獎勵方針は明治三十六年始めて協議し大正三年大正七年大正十三年多少改正を加へたるも時勢の進運に伴ひ改廢を要すべき点頗る多きを以て蠶業技術の各段に亘りて協定したるものにして明治二年四月岡山縣内務部より岡山縣蠶絲業獎勵指針(勸利九十六頁)を印刷し縣下斯業關係者に配布し徹底に務む。

技術員長期出張指導督勵

昭和二年四月一日より農産課普通農事畜産蠶業技術員の擔任區域を定めて長期出張せしむることとなり蠶絲關係に於ては阿哲眞庭苦田勝田英田久米の六郡に縣技手三名を出張指導督勵せしむ。

町村蠶業技術員講習會

昭和二年四月一日より五日間岡山縣主催の下に岡山縣蠶業試験場に町村又は町村農會技術員養蠶教

師等を集めて講習會を開催す講習生二百五十余名なり。

桑樹病虫害論	東京高等蠶絲學校助教授	丹 羽 四 郎
養蠶組合經營論	大日本蠶絲會技師	片 田 銀 五 郎

苫田郡高倉村農會蠶種製造

昭和二年四月十八日苫田郡高倉村農會長井上與一郎は蠶種製造の免許を受け蠶種の製造をなせしが昭和三年三月に至り之を廢業す。

蠶種冷藏庫新設

昭和二年四月岡山縣蠶種同業組合經營の下に左記ニヶ所にアンモニヤ式蠶種冷藏庫を新設せるにより縣費を以て新設經費の半額即ち二萬圓を補助す。

岡山市南方八三	(岡山縣乾滿農業倉庫敷地内)
苫田郡二宮村	(岡山縣蠶業試験場敷地内)

蠶業功勞者

昭和二年四月大日本蠶絲會總會に於て左記のものは蠶業功勞者として表彰せられたり。

第二種紅授功績章

岡山縣廳 鹽原龜次郎

全

岡山縣蠶業試驗場 坪田勇吉

全

苦田郡津山町 逸見寅雄

(賞狀寫)

正六位勳六等 塩原龜次郎

多年官廳ニ奉職シテ蠶絲業ニ關スル技術又ハ行政事務ニ執掌シ精勵一日ノ如ク至誠忠實各般ノ施設ニ當リ以テ斯業ノ振興ニ貢獻セル其成績寔ニ觀ルベキモノアリ仍テ本會功績表彰規程ニ據リ茲ニ第二種紅授功績章ヲ贈與シ以テ其功績ヲ表彰ス。

昭和二年四月十一日

大日本蠶絲會總裁大勳位功二級 載仁親王

正六位勳六等 坪田勇吉

賞狀 同文

逸見寅雄

多年蠶業教育ニ從事シ懇切學生ノ指導ニ當リ至誠以テ之レガ薰陶ニ努メ幾多ノ有爲ノ材ヲ養成スルト共ニ蠶絲業ニ關スル學術ノ研究ニ力ヲ致シ斯業發達ニ貢獻セル所尠カラズ其成績寔ニ觀ルベキモノアリ仍テ本會功績表彰規程ニ據リ茲ニ第二種紅授功績章ヲ贈與シ以テ其ノ功績ヲ表彰ス

昭和二年四月十一日

大日本蠶絲會總裁大勳位功二級 載仁親王

川面、廣戸、養蠶組合表彰

昭和二年四月大日本蠶絲會總會に於て左記組合は表彰せられたり。

上房郡川面村 川面村養蠶組合

勝田郡廣戸村 廣戸村養蠶組合

昭和二年の大霜害

昭和二年五月十二日日本縣には未曾有の大霜害あり其の範圍は縣下十二郡に亘り三割以上被害町村百

十五ヶ町村に及び收穫皆無見積反別二千五百六十六町步縣下桑園反別に對し被害步合二割九分に及び其の損害額百九十二萬四千圓に及びり。

註 五月十三日内務部長下村充郎農務課長長田一郎農林技師鹽原龜次郎和氣、英田、勝田、菅田、久米、眞庭、阿哲、上房川上九郡の慘狀を實地調査し五月十六日歸廳又五月十三日より二日間乃至四日間の豫定にて縣技術員縣農會技術員被害地調査をなす。
縣農會は五月十五日及五月二十一日の二回被害地郡農會長を縣農會に召集し善後處置に付き審議し之れが救濟方を知事に陳情せり。

丸中合同製絲場

昭和二年五月上房郡中津井村中津井製絲株式會社は組織を變更し匿名組合とし丸中合同製絲工場と稱し西柳平代表者となる設備釜數六十二釜なり。

郡是製絲株式會社久世工場

昭和二年六月眞庭郡久世町に郡是製絲株式會社久世工場を設置し設備釜數二百五十六釜工場代表者山下伊作なり。

眞庭製絲株式會社

昭和二年六月眞庭郡久世町久世製絲合資會社は株式組織となし眞庭製絲株式會社を設立し杉貞治社長となる設備釜數八十六釜なり。

霜害の救濟

昭和二年七月十二日縣參事會に於て霜害救濟資金四萬四千九百三十圓を決議す依て縣に於ては左の如く配付す。

一、金三萬圓 夏秋蠶種補助

桑園五割以上被害を受け春蠶を放棄したるもの、中生生活困難なるものに對し放棄枚數を標準とし夏秋蠶種を無償配付す（蠶種一萬枚一枚當り三圓の割（實際は一枚二圓七十六錢を交付す）

一、金九千二百圓 養蠶教師補助

五割以上の被害町村七割以上の被害部落（約五十戸）を有する町村の養蠶組合又は農會に初秋蠶期に養蠶教師を備入する場合一町村平均八十圓を交付す（前項被害町村に對し常設技術

員を設置せる場合又同じ)

一、金三千四百六十圓也 煙草肥料利息補助

一、金二千圓也 雹害救済補助

一、金二百七十圓 英田郡福山村に特別交付

以上資金は何れも郡農會を經由して交付せり。

霜雹害低利資金

昭和二年八月四日大藏省より霜雹害低利資金四十二萬圓の融通方通牒に接す右の内三十萬圓は桑園改植資金(償還期限五ヶ年)其他資金十二萬圓(償還期限二ヶ年)にして之が貸付方に對し農産課及農工銀行信用組合聯合會の係員は八月十六日より四日間各郡に出張し借入希望者を郡農會に召集して打合をなし縣より配當額を定め農工銀行及信用組合聯合會を経て希望者に供給せり。

養蠶蠶種製絲三業者協議會

昭和二年八月二十二日縣主催の下に養蠶蠶種製絲三業者協議會を岡山縣會議事堂に開催す參集者五十名左記問題を協議す。

- 一、縣乾繭を背景とする組合製絲場設置の件
- 二、蠶業試験場を岡山又は其の附近に設置の件
- 三、縣下蠶品種の根本的改善方法如何
- 四、蠶業改良政策樹立に關する件
- 五、近時の如き不況に鑑み我蠶絲業者を如何に打開すべきか
- 六、絲價の暴落に際し本年の秋蠶繭取引を圓滑ならしむる最善の方策如何
- 七、夏秋蠶繭の繭質を向上せしむる方法如何
- 八、夏秋蠶の蠶作を安定せしむる方法如何
- 九、製絲業の振興を圖る方策如何
- 十、乾繭倉庫及乾繭場の乾繭及處理方法の改良統一を圖る方策如何

以上備前六郡の提出

岡山縣蠶種同業組合提出

美作五郡農會提出

邑久郡農會提出

繭價慘落應急策の陳情

昭和二年八月二十八日岡山縣養蠶組合聯合會に於ては繭價慘落に對する應急策に付き農林大臣蠶絲業同業組合中央會長帝國養蠶組合聯合會會長に陳情せり其の要領は次の如し。

現下に於ける絲價暴落に伴ひ繭價の慘落特に著しきものあり之れが爲に養蠶業者の困窮は實に名狀すべからざる状態に有之今に於て之れが善後策を講ずるにあらざれば管に斯業の發展を阻害するのみならず延ては農村經濟を脅威すること頗る甚大に有之關係當業者の救済を陳情するもの實に峻烈なるもの有之やに就ては此際政府（貴會）に於ては事情御洞察の上左記に依り適切なる方策樹立方閣下の御賢慮相仰ぎ度此段及陳情候也

應 急 策

一、政府に於ては養蠶業者に對し救済的に中央金庫又は農工銀行を通じて低利資金を供給せられたきこと。

二、政府に於ては速かに絲價安定機關の設置を圖られたきこと。

恒 久 策

一、蠶繭法（大日本蠶絲會案）を制定發布せられたきこと。

二、乾繭取引機關の普及促進を期せられたきこと。

三、中央に於て絲價調節機關を設立せられたきこと。

四、速かに養蠶組合單行法を制定せられたきこと。

養 蠶 應 急 資 金

昭和二年十月三日曩に繭價の慘落を救済する爲め養蠶應急資金の各郡要求額を取纏め主務省に融通方申請せるに十月三日付を以て百十萬圓融通方通牒に接せるに依り縣に於ては夫々配當額を定め農工銀行及信用組合聯合會を経て希望者に融通せり。

註 初秋蠶の繭價慘落し岡山縣平均にて生繭一貫匁三四七十錢に下落せり晩秋蠶繭は稍昂騰し五圓九十錢となる又春蠶は生繭一貫匁白繭七圓四十三錢黃繭七圓四十錢なりし。

昭 和 三 戊 辰 年 （紀元二五八八）

生 絲 生 産 調 節

昭和三年一月十五日より二月十四日迄一ヶ月間生絲生産調節の爲操業休止をなすか又は一月十五日より五月三十一日迄運轉釜數二割封印をなす。

以上の内一ヶ月の操業休止をなせるは二工場三百五十釜にして其他工場は何れも二割封印をなす封印工場十四封印釜數五百三十一釜なり。

右實行委員は左の如し。

備前備中受持委員

井上大五郎

岩波富一郎

千原冲太郎

美作受持委員

小島銀治

浮田佐平

石田一郎

註 生絲生産調節は蠶絲業同業組合中央會第三部會の決議に基き昭和二年十二月二十五日岡山縣製絲同業組合取締委員會に於ては前記の如く實施する事に決定せるものなり。

大日本蠶絲會主催高等蠶業講習會

昭和三年二月二十三日より二十七日に至る五日間大日本蠶絲會主催の下に苫田郡津山町鶴山館に高等蠶業講習會を開催す講習生は縣下各郡に亘り八百餘名にして頗る盛會なりし講師と科目は左の如し

蠶の生理	九州帝國大學教授農學博士 田中義麿
蠶病論	京都高等蠶業學校教授 鈴木健弘
栽桑論	農林省蠶業試驗場囑託 吉村武三吉
養蠶及經營法	埼玉縣蠶業試驗場技師 野中幸兵衛

郡技術員の駐在制度

昭和三年四月一日縣下十九郡の郡農會技術員を縣農林技手に引直し各郡に駐在せしめて蠶絲業の指導獎勵に當らしむ。

註 昭和二年に於て縣技手三名を駐在せしめて六郡を擔任せしめたるものは之を廢し各郡一名宛即十九名を駐在せしむ。

岡山縣養蠶組合長大會

昭和三年四月七日岡山縣養蠶組合聯合會は岡山市公會堂に養蠶組合長大會を開催し養蠶組合振興其他重要案件を協議し併せて優良組役職員二十名を表彰し又上田蠶糸専門學校教授早川直瀬を聘して時代の進化に伴ふ蠶絲業の經營に付講演あり當日の參集者は二百九十三名にして大會に於て決議した

る左記事項に付五月三十日付を以て岡山縣知事に建議書を提出せり。

一、蠶繭處理に關する件

二、繭質向上に關する件

三、養蠶組合振興に關する件

尙表彰者には置時計壹個宛贈與其氏名左の如し。

養蠶組合長表彰者

御津郡宇甘東村	淺井彌造
赤磐郡鳥取上村	坂本直平
邑久郡福田村	石原奎次
小田郡美川村	岡田武市
吉備郡岩田村	長尾景章
上房郡巨勢村	横本勘一郎
上房郡中津井村	室壯次郎
川上郡富家村	泉卯助

組合役員

苦田郡田邑村	田口寄文治
苦田郡芳野村	坂手利勇
英田郡土居村	春名武雄
久米郡鶴田村	太田俊二
久米郡倭文中村	田村乙四郎
後月郡縣主村	小寺全志
赤磐郡瀉瀨村	松本彌作
小田郡吉田村	横溝喜數太
吉備郡水内村	守田作治
和氣郡本莊村	柏和太郎
川上郡宇治村	小坂悦次郎
阿哲郡豊永村	平田伊市